

# 就学事務手続きの手引

【特別な教育的支援を必要とする子供の就学のための手続きについて】

令和4年度改訂版

岩手県教育委員会

# 目 次

## I 障がいのある児童生徒の就学

1 就学先決定までのプロセス	1
（1）学齢簿の作成	1
（2）就学時健康診断の実施	1
（3）就学先の判断に向けて	1
①教育的ニーズと必要な支援の検討	1
②保護者からの意見聴取	2
③専門家からの意見聴取	2
（4）就学先の決定	2
①本人・保護者、教育委員会及び学校の合意形成	2
②決定に当たっての留意点	2
2 就学先決定後の教育支援の継続	3
（1）学びの場の柔軟な見直し等	3
（2）継続的な教育支援の必要性	3
（資料1）就学手続きの流れと時期	4
（資料2）保護者に対する就学の流れに係る説明資料の例	5

## II 就学事務手続き

1 就学に関する事務処理等の日程（例）	7
2 就学に関する手続きの流れ	8
－1 学齢に達した幼児（就学予定者）の就学手続き	8
－2 小・中学校に在籍している児童生徒が総合的な判断により特別支援学校に就学することが決定した場合の就学手続き	10
－3 県立特別支援学校に在学している児童生徒が総合的な判断により小・中学校に就学することが決定した場合の就学手続き	12
－4 県立特別支援学校間の転入学の手続き	13
－5 本県の児童生徒が転居せずに他の都道府県の特別支援学校や院内学級に就学することになった場合の手続き（本県の児童生徒の区域外就学）	15
－6 本県の児童生徒が転居せずに他の都道府県の特別支援学校や院内学級に就学した後に退学して本県に戻る場合の手続き（本県の児童生徒の区域外就学の解消）	16
－7 本県の児童生徒が転居し他の都道府県の特別支援学校へ就学する場合の手続き	17
－8 他の都道府県の児童生徒が転居せずに本県の特別支援学校へ就学する場合の手続き（区域外就学の受け入れ）	18
－9 他の都道府県の児童生徒が転居せずに本県の特別支援学校へ就学した後に退学して元の都道府県に戻る場合の手続き（他の都道府県の児童生徒の区域外就学の解消）	19
－10 他の都道府県の児童生徒が転居し本県の特別支援学校へ就学する場合の手続き	20
3 様式	21

### Ⅲ 関係資料

1 関連法令（抜粋）	39
（1）学校教育法	39
（2）学校教育法施行令	40
（3）学校教育法施行規則	45
2 関連通知	47
（1）学校教育法施行令の一部改正について	47
（2）障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について	50

# I 障がいのある児童生徒の就学

- 1 就学先決定までのプロセス
- 2 就学先決定後の教育支援の継続

## 1 就学先決定までのプロセス

障がいのある子供の教育に当たっては、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことが求められます。このため、就学先の決定に当たっては、早期からの相談を行い、子供の可能性を最も伸長する教育が行われることを前提に、本人・保護者の意見を可能な限り尊重した上で、総合的に判断しなければなりません。また、就学先の決定にかかわる者は、障がいのある子供が自己の可能性を伸ばし、自立と社会参加に必要な「生きる力」を培うための教育環境の選択を担っているということを強く自覚する必要があります。

### (1) 学齢簿の作成

市町村の教育委員会は、毎年10月31日までに、その市町村に住所の存する新入学者の、10月1日現在の学齢簿を作成することになります。(学校教育法施行令第2条)

この学齢簿の作成により、就学を予定している子供の氏名が確定していくこととなりますが、障がいのある子供については、学齢簿作成までの早期からの相談や支援体制の充実が、円滑な就学事務の実施には極めて重要な観点になります。なお、学齢簿の作成により既存の情報がない子供がいた場合は、早急に状況を把握する必要があります。その上で、子供や家庭の状況に応じて支援をしていくことが大切です。

### (2) 就学時健康診断の実施

市町村の教育委員会による就学時健康診断は、小学校等への就学予定者を対象に行われており、毎年11月30日までに実施することが義務付けられています。(学校保健安全法施行令第1条) 就学児の健康診断は、市町村の教育委員会が就学予定者の心身の状況を把握し、小学校等への就学に当たって、治療の勧告や保健上必要な助言を行うとともに、就学義務の猶予若しくは免除又は特別支援学校への就学等に関し適切な措置をとることを目的としています。1歳6か月健康診査や3歳児健康診査では障がいの状態等が明らかになっていない幼児や、認定こども園・幼稚園・保育所等への通園歴のない幼児については、就学児の健康診断及びその結果に基づく事後の対応が、小学校入学前の適切な就学先を決定するための最終的な情報の収集機会となります。したがって、その実施及び特別な支援を必要とする場合の対応については、特に慎重を期する必要があります。

### (3) 就学先の判断に向けて

#### ① 教育的ニーズと必要な支援の検討

障がいのある児童生徒の望ましい就学先の判断は、障がいの状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見及び学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、市町村教育委員会が行います。そのためには、子供の発達や障がいの状態、これまでの教育・保育及び支援の状況、保護者面談等を踏まえて、当該児童生徒の教育的ニーズと必要な支援の内容を整理し、本人・保護者や学校等との合意形成を進めていくこととなります。そして、教育的ニーズと必要な支援の提供について、地域の教育的資源をどのように活用できるのかを明確にすることも重要です。さらに、就学先毎に、必要となる教育環境や支援の内容、その期待される教育効果及び将来必要とな

る支援の見通し等についても検討し、整理することが大切です。

#### ②保護者からの意見聴取

保護者からの意見聴取に先立ち、就学先及び就学後の支援の内容等について説明をした後、保護者が考える時間を十分に確保しておくことが大切です。その際、支援が必要であると判断される理由や、就学先で得られる教育効果等について、分かりやすく丁寧に説明することが重要となります。また、この場合においては、障害者基本法第16条第2項により、「国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。」旨、規定されている点にも留意する必要があります。

#### ③専門家からの意見聴取

就学先の検討に当たっては、教育学、医学及び心理学等の専門家の意見を聴取することが必要であり、「教育支援委員会（仮称）」等にそれぞれの専門家が参加して総合的な判断のための検討を行うことなどが考えられます。なお、これらの意見聴取は、市町村教育委員会が就学先の決定を行うに際して、その判断に資するよう実施されるものであり、就学先を決定するのは「教育支援委員会（仮称）」ではなく、あくまでも市町村教育委員会であることに留意する必要があります。

### （４）就学先の決定

#### ①本人・保護者、教育委員会及び学校の合意形成

就学先の決定に際しては、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分に情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会及び学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的に市町村教育委員会が決定します。なお、この際に、合理的配慮の内容についても合意形成を図ることが必要と言えます。さらに、就学後も必要に応じて、支援の内容や就学先を見直すこと、その時期や手続きについて共通理解をしておくことが大切です。本人・保護者、教育委員会及び学校が協議の場をもち、十分な話し合いの上で合意していくことが望ましい方法と考えます。

#### ②決定に当たっての留意点

就学先の決定に当たっては、その子供にとって十分な教育を受けられる環境かどうか重要であり、この確認を欠いたり、実際の受け入れ体制が不十分であったりしたまま、市町村教育委員会が就学に関する通知を発出することがあってはなりません。

障がいのある子供と障がいのない子供が、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すことは大切ですが、その場合、それぞれの子供が、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごすことができているか、そして、実際に生きる力を身に付けることができているかが最も本質的な視点となります。そのためには、市町村教育委員会が本人・保護者の意見を十分に聞き、保護者の思いを受け止めるとともに、本人に必要なものは何かを考えていくことについて共通認識を醸成していくことが大切です。

## 2 就学先決定後の教育支援の継続

### (1) 学びの場の柔軟な見直し等

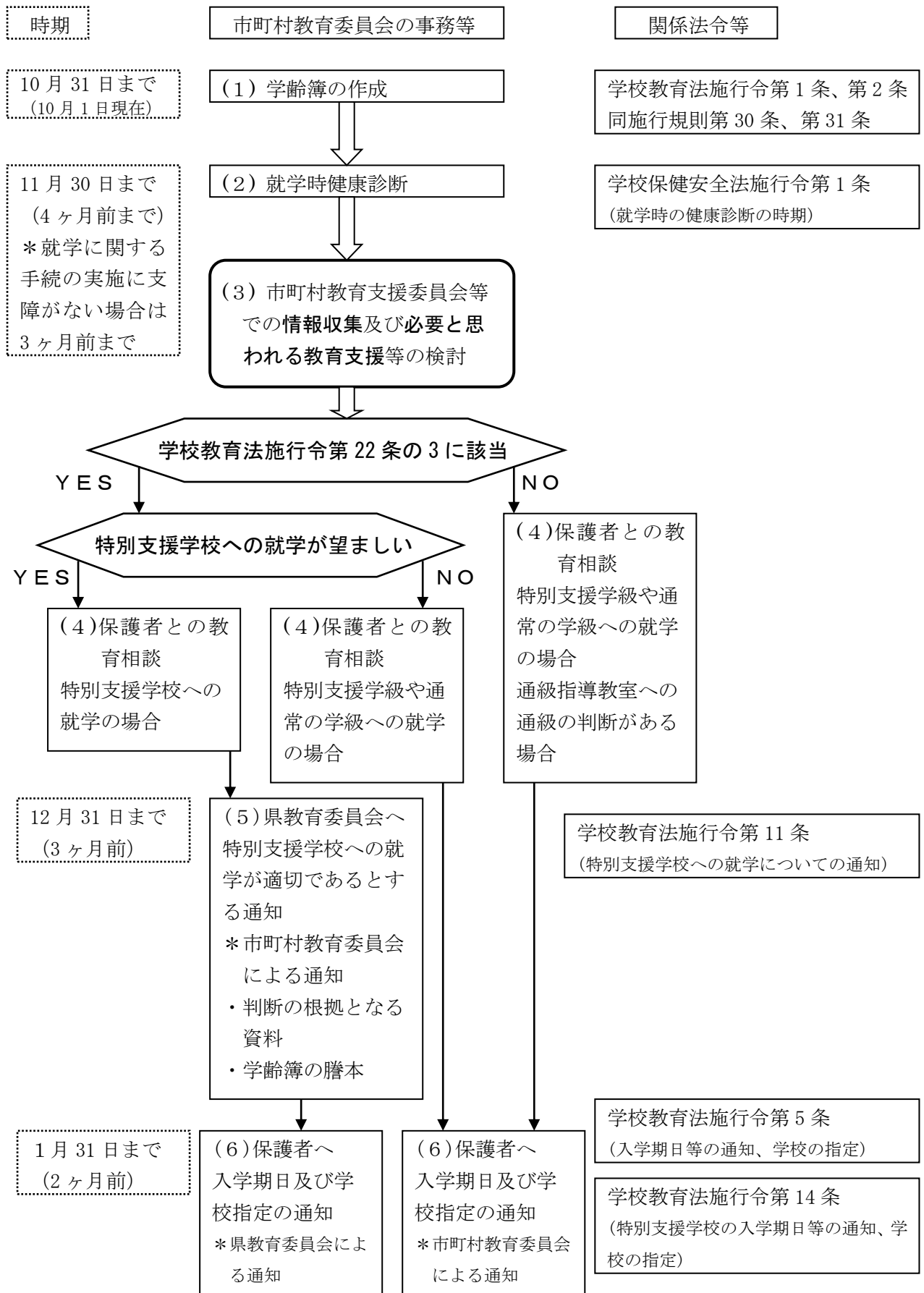
就学時に、小学校6年間、中学校3年間の学びの場が全て決まってしまうのではなく、子供の発達の状態、適応の状況、学校や学級の環境等を勘案しながら、柔軟に転学等ができることを、関係者間で共通理解することが重要です。そのために、定期的に教育相談や個別の教育支援計画に基づく会議等を行い、必要に応じて個別の教育支援計画の見直しや就学先の検討を行っていくことが大切です。また、直接関係する教職員以外にも、このような柔軟な転学についての理解が進むよう広く周知を図ることが必要です。

なお、小中学校と特別支援学校間での転学の場合にも、学校教育法施行規則第18条の2により、保護者及び専門家からの意見聴取を行わなければならないことに留意する必要があります。

### (2) 継続的な教育相談の必要性

子供一人一人の障がいの状態の変化等に応じて適切な教育を行うためには、就学時のみならず就学後も引き続き教育相談を行う必要があります。なお、継続的な教育相談は、子供の成長を共に確認するためのものであるという認識が、保護者と共有されるよう努力する必要があります。そのことにより、子供一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援の方法等を定期的に見直すのです。

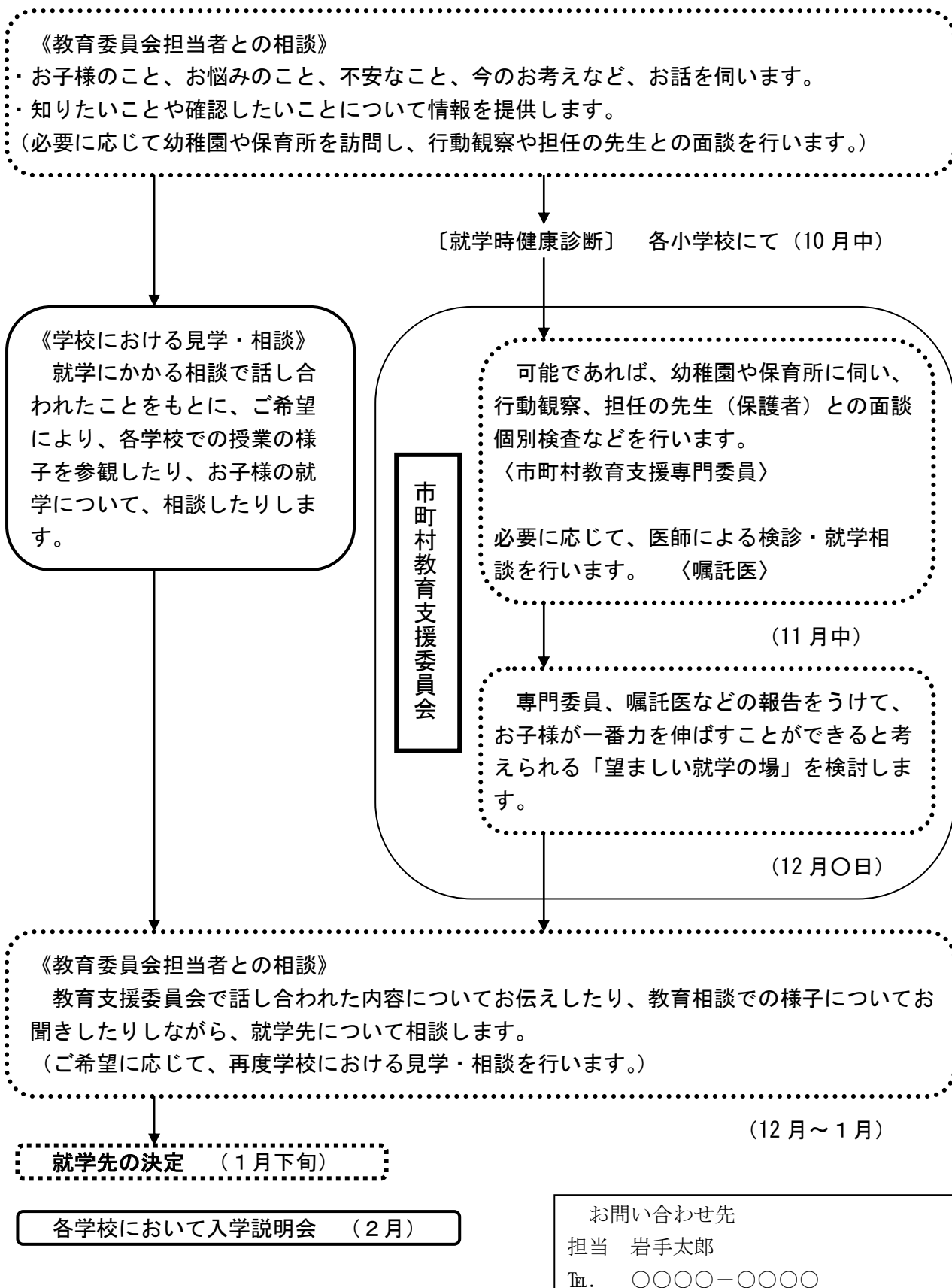
(資料1) 就学手続きの流れと時期





(資料2) 保護者に対する就学の流れに係る説明資料の例

## 就学にかかるこれからの流れ



## Ⅱ 就学事務手続き

- 1 就学に関する事務処理等の日程（例）
- 2 就学に関する手続きの流れ
- 3 様 式

1 就学に関する事務処理等の日程（例）

月	市町村教育委員会関係	県教育委員会関係	備考
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学校、特別支援学級就学者関係表簿の整理</li> <li>・教育支援計画の策定</li> <li>・教育支援対象児の把握</li> </ul>		対象児の把握については関係機関との連携が重要
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育支援委員会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育関係諸調査の実施 (1)障がい児実態調査 (2)実施状況調査 (3)特別支援学校及び中学校特別支援学級卒業生進路調査</li> <li>・教育支援担当者研修会</li> </ul>	調査については教育事務所、市町村教育委員会を通じて実施 市町村就学支援担当者対象
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学校就学及び小中学校特別支援学級入級に係る教育相談の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学校就学及び小中学校特別支援学級入級に係る教育相談の対応</li> <li>・各特別支援学校における教育相談の実施</li> </ul>	教育相談については必要に応じて適宜実施
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育支援資料の収集、整備</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各小中学校における教育支援対象児童生徒の把握</li> </ul>		
7			
8			
9			
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学予定者学齢簿の作成 (10月末日まで)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学校就学予定者の把握及び教育相談の実施</li> </ul>	
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学予定者の健康診断の実施と教育支援対象者の把握及び教育相談の実施</li> </ul>		
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県教委に対し特別支援学校就学予定者の通知と学齢簿謄本の送付 (12月末日まで)</li> </ul>		
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学級就学予定者等に係る通知の送付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県教育支援委員会の開催</li> <li>・特別支援学校就学予定者の決定</li> <li>・就学通知 (1月末日まで)</li> </ul>	
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各小中学校における入学説明会の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各特別支援学校における入学説明会の実施</li> </ul>	
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学級就学者の最終決定</li> <li>・各小中学校における入学前教育相談等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学校就学者の最終決定</li> <li>・各特別支援学校における一日入学等の実施</li> </ul>	

## 2 就学に関する手続きの流れ

### 2-1 学齢に達した幼児（就学予定者）の就学手続き

- (1) 市町村教育委員会は、関係機関の協力を得て当該市町村に住所を有する障がいのある幼児の把握を行い、教育相談を進めると同時に希望する保護者に対し、就学の対象と思われる学校の教育相談を受け付けます。
- (2) 市町村教育委員会は、毎年10月1日現在当該市町村に住所を有する幼児で、その年度の始めから終わりまでの間に満6歳に達する幼児について、10月31日までに学齢簿を作成します。  
(フロー①)
- (3) 市町村教育委員会は、学齢簿に基づいて11月30日までに健康診断（就学時健診）を実施します。ただし、就学のための教育支援に必要がない場合には12月31日までに実施します。  
(フロー②)
- (4) 市町村教育委員会は、健康診断や教育相談の結果を参考に就学に向けて必要な助言を行うとともに、教育支援の対象となる幼児の把握を行い、関係資料を整理します。(フロー③)
- (5) 市町村教育委員会は、市町村教育支援委員会（仮称）を開催し、望ましい就学についての調査及び審議を行います。
- (6) 保護者は、子供が入学する予定の県立特別支援学校において教育相談を受けます。(フロー④)
- (7) 市町村教育委員会は、上記(5)の望ましい就学についての決定が困難な場合には、県教育委員会に助言を依頼します。(様式1)

#### 【総合的に判断し就学する学校が県立特別支援学校に決定した場合】

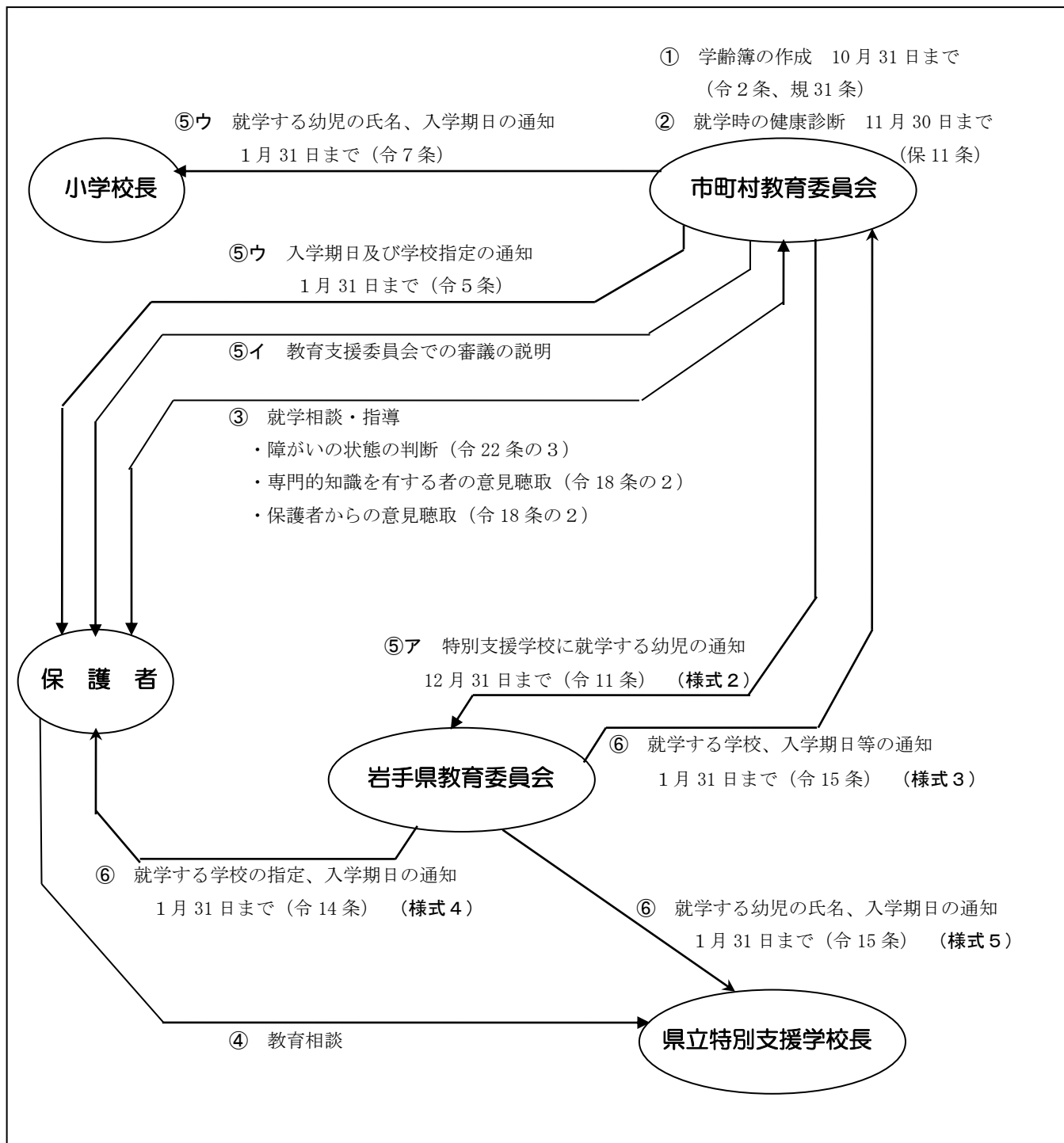
- (8) 教育支援委員会の審議を踏まえ保護者との教育相談の結果、特別支援学校への就学が決定した場合、障がいの種類や程度等に関する所見を記入の上、学齢簿の謄本を添えて、その氏名を12月31日までに県教育委員会に通知します。(フロー⑤ア) (様式2)  
なお、この場合必要に応じて県教育委員会との協議が必要になります。  
また、保護者との教育相談の際には、教育支援委員会での審議について面談や文書等により説明することが必要です。(フロー⑤イ)
- (9) 県教育委員会は、上記(8)の通知を受けた幼児の障がいの種類や程度等を確認し、保護者及び該当市町村教育委員会に対して就学する学校並びに入学期日を、当該特別支援学校長に対して就学する幼児の氏名を1月31日までに通知します。(フロー⑥) (様式3・4・5)  
なお、児童福祉施設や病院（重心病棟）入所については、施設や福祉総合相談センター（児童相談所）等と連絡を取り合うことが必要です。

#### 【総合的に判断し就学する学校が小学校に決定した場合】

- (10) 教育支援委員会の審議を踏まえ保護者との教育相談の結果、小学校への就学が決定した場合、保護者に対し、就学する学校並びに入学期日を、当該幼児が就学する小学校長に対し、その氏名及び入学期日を1月31日までに通知します。  
(フロー⑤ウ)

#### 【岩手大学教育学部附属特別支援学校へ就学する場合】

- (1) 保護者は附属特別支援学校長に就学させたい旨を願い出ます。
- (2) 保護者は、上記(1)により就学することを認められた場合には、その承諾書を添付し、子供の住所地の市町村教育委員会を経由して、県教育委員会へ区域外就学等届出書を提出します。  
(様式10)



(注) 令……………学校教育法施行令  
 規……………学校教育法施行規則  
 保……………学校保健安全法

## 2-2 小・中学校に在籍している児童生徒が総合的な判断により特別支援学校に就学することが決定した場合の就学手続き

(1) 小・中学校に在学する児童生徒で、視覚障がい者等（障がいの程度が学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の者に限る）になった者があるときは、その小・中学校の校長は、速やかに児童生徒の住所地の市町村教育委員会に対し、その旨を通知する必要があります。

（フロー①）（参考様式1）

(2) 市町村教育委員会は、市町村教育支援委員会を開催し、望ましい就学についての調査及び審議を行います。

(3) 保護者は、子供が県立特別支援学校に就学する予定の場合、当該特別支援学校において教育相談を受けます。（フロー②）

(4) 市町村教育委員会は、上記（2）の望ましい就学についての決定が困難な場合には、県教育委員会に助言を依頼します。（様式1）

### 【総合的に判断し就学する学校が県立特別支援学校に決定した場合】

(5) 市町村教育委員会は、教育支援委員会の審議を経て、特別支援学校への就学を決定した場合、障がいの種類や程度等に関する所見を記入の上、学齢簿の謄本を添えて、その氏名を速やかに県教育委員会に通知します。（フロー③ア）（様式2）

なお、この場合必要に応じて県教育委員会との協議が必要になります。

また、保護者に対しては、教育支援委員会での審議について面談や文書等により説明し、合意形成を図ることが必要です。（フロー③ア）

(6) 県教育委員会は、上記（5）の通知を受けた児童生徒の障がいの種類や程度等を確認し、保護者に対して、速やかに就学する特別支援学校への転入学を通知するとともに、当該市町村教育委員会及び特別支援学校長に対して、就学する児童生徒の氏名や転入学期日等を通知します。

（フロー④）（様式3・4・5）

(7) 特別支援学校長は、（6）の通知を受けた児童生徒が在学していた小・中学校長から、当該児童生徒に係る指導要録の写し、在学証明書、教科書の給与証明書等の送付を受けます。（フロー⑤）

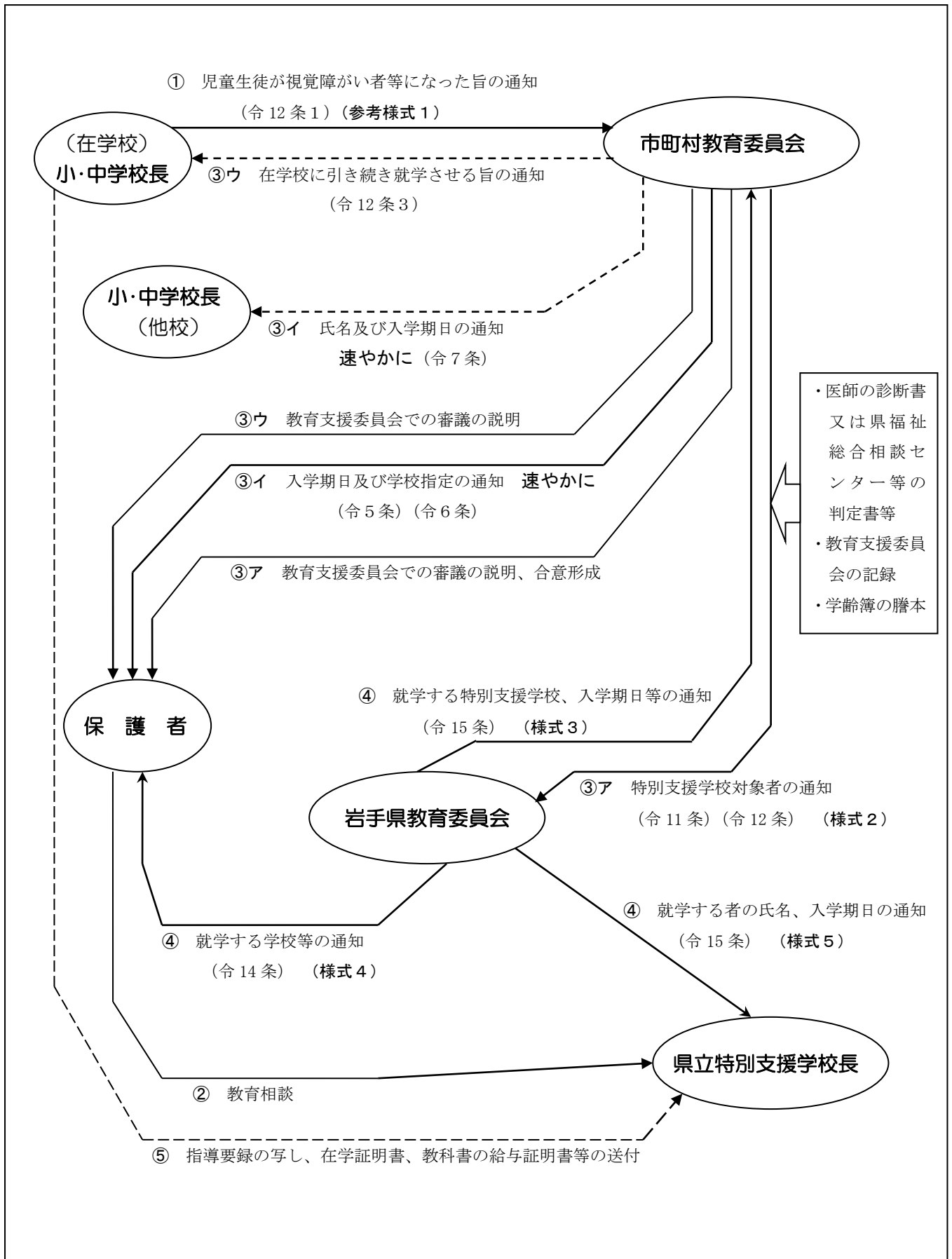
### 【総合的に判断し就学する学校が他校（特別支援学級）になった場合】

(8) 市町村教育委員会は、教育支援委員会の審議を経て、他校への就学（通常の学級から特別支援学級に在籍の変更を希望、在学に特別支援学級が設置されていない場合等）を決定した場合、保護者に対し新たな小・中学校の入学期日等を、当該児童生徒を就学させるべき小学校又は中学校の校長に対し、当該児童生徒の氏名及び入学期日を速やかに通知します。（フロー③イ）

### 【総合的に判断し就学する学校が在学学校（通常の学級、特別支援学級）になった場合】

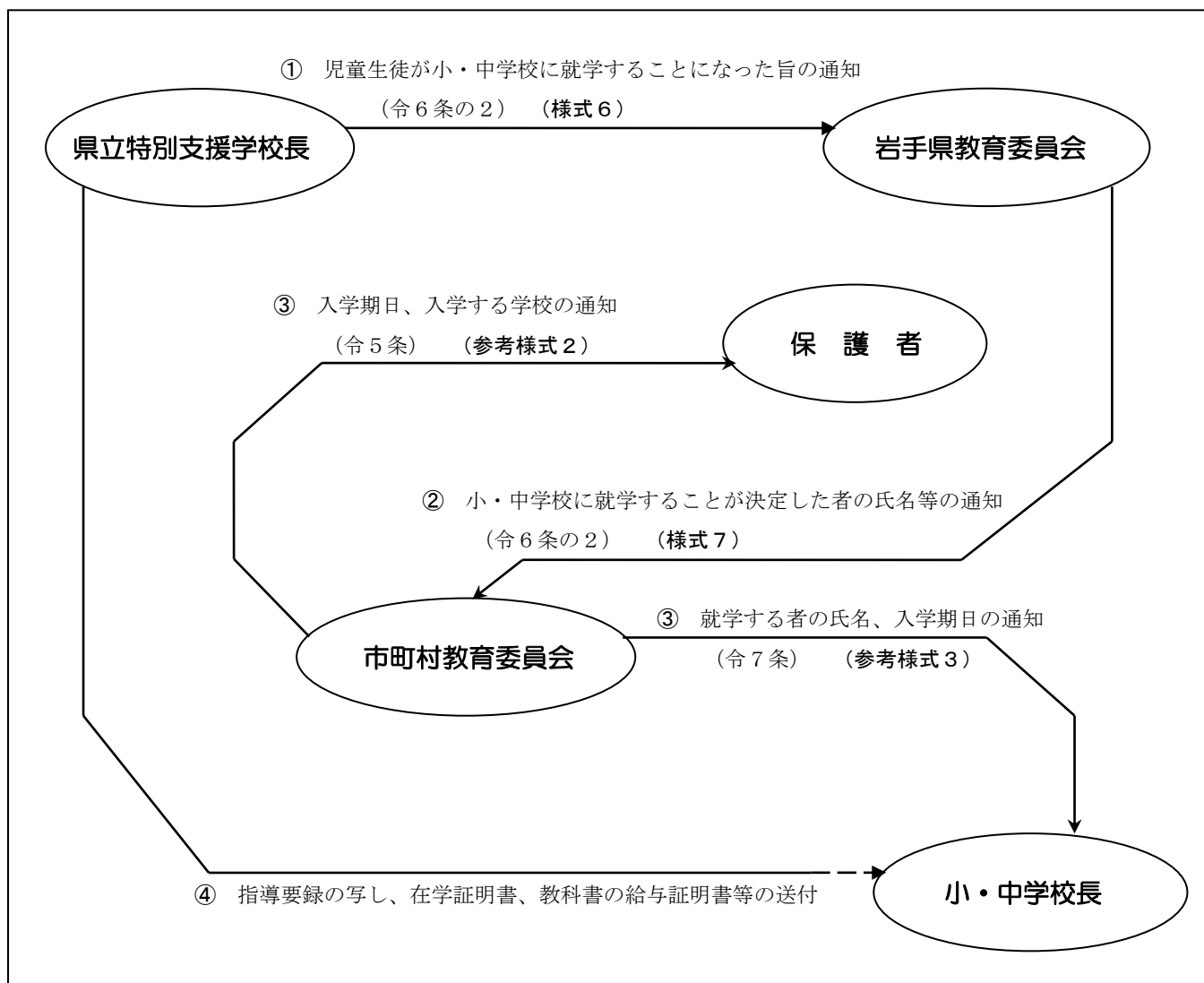
(9) 市町村教育委員会は、教育支援委員会の審議を経て、在学学校に引き続き就学（通常の学級から特別支援学級に在籍の変更を希望、在学学校に特別支援学級が設置されている場合等）を決定した場合、当該在学学校の校長に対しその旨を通知します。（フロー③ウ）

なお、保護者に対しては、教育支援委員会での審議について面談や文書等により説明することが必要です。（フロー③ウ）



### 2-3 県立特別支援学校に在学している児童生徒が総合的な判断により小・中学校に就学することが決定した場合の就学手続き

- (1) 県立の特別支援学校に在学する児童生徒で、総合的な判断により小・中学校に就学することが決定した場合は、当該学校長は速やかに県教育委員会に対してその旨を通知する必要があります。  
(フロー①) (様式6)
- (2) 県教育委員会は、(1)の通知による児童生徒について、当該児童生徒の住所地の市町村教育委員会に対し、その者の氏名等を通知します。(フロー②) (様式7)
- (3) 市町村教育委員会は、(2)の通知による児童生徒について、その保護者に対し速やかに就学すべき学校及び入学期日を通知します。(フロー③) (参考様式2)
- (4) 市町村教育委員会は、上記(3)の通知と同時に、当該小・中学校長に対して就学する児童生徒の氏名及び入学期日を通知します。(フロー③) (参考様式3)
- (5) 小・中学校長は、(4)の通知による児童生徒が在学していた特別支援学校長から、当該児童生徒に係る指導要録の写し等の送付を受けます。(フロー④)





## 2-4 県立特別支援学校間の転入学の手続き

### 【市町村間の住所変更がない場合】

(1) 保護者は、その子供が在学する県立特別支援学校長に願い出、転学のための相談をします。

(フロー①)

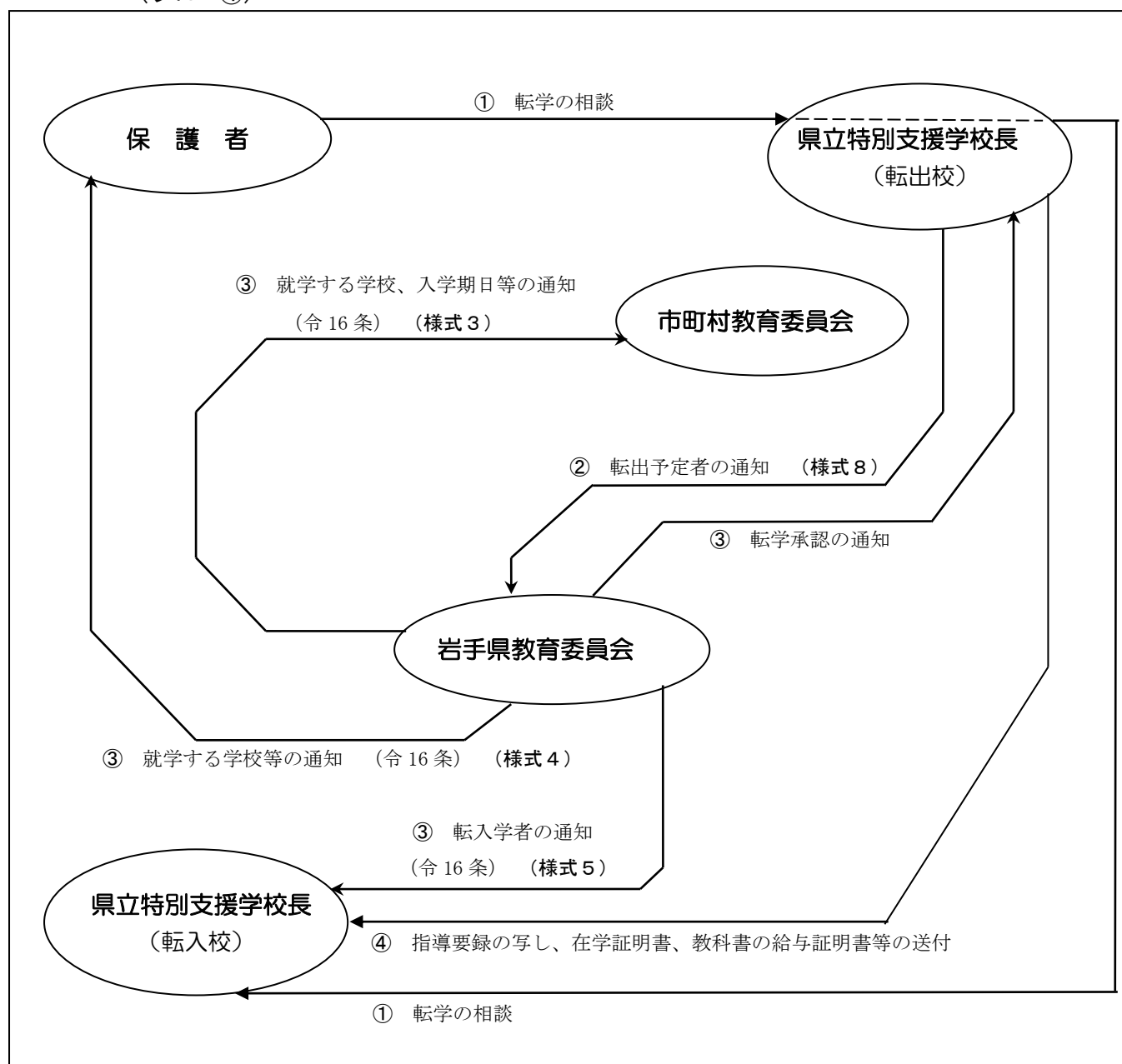
(2) 保護者から転学の願い出を受けた県立特別支援学校長が、転学が適当であると認めた場合、県教育委員会に対し、その者の氏名等を通知します。(フロー②)(様式8)

(3) 県教育委員会は、(2)の通知による児童生徒について、転学先の特別支援学校を決定し、その保護者、市町村教育委員会、転学先特別支援学校長に対し、速やかに転学期日等を通知します。

(フロー③)(様式3・4・5)

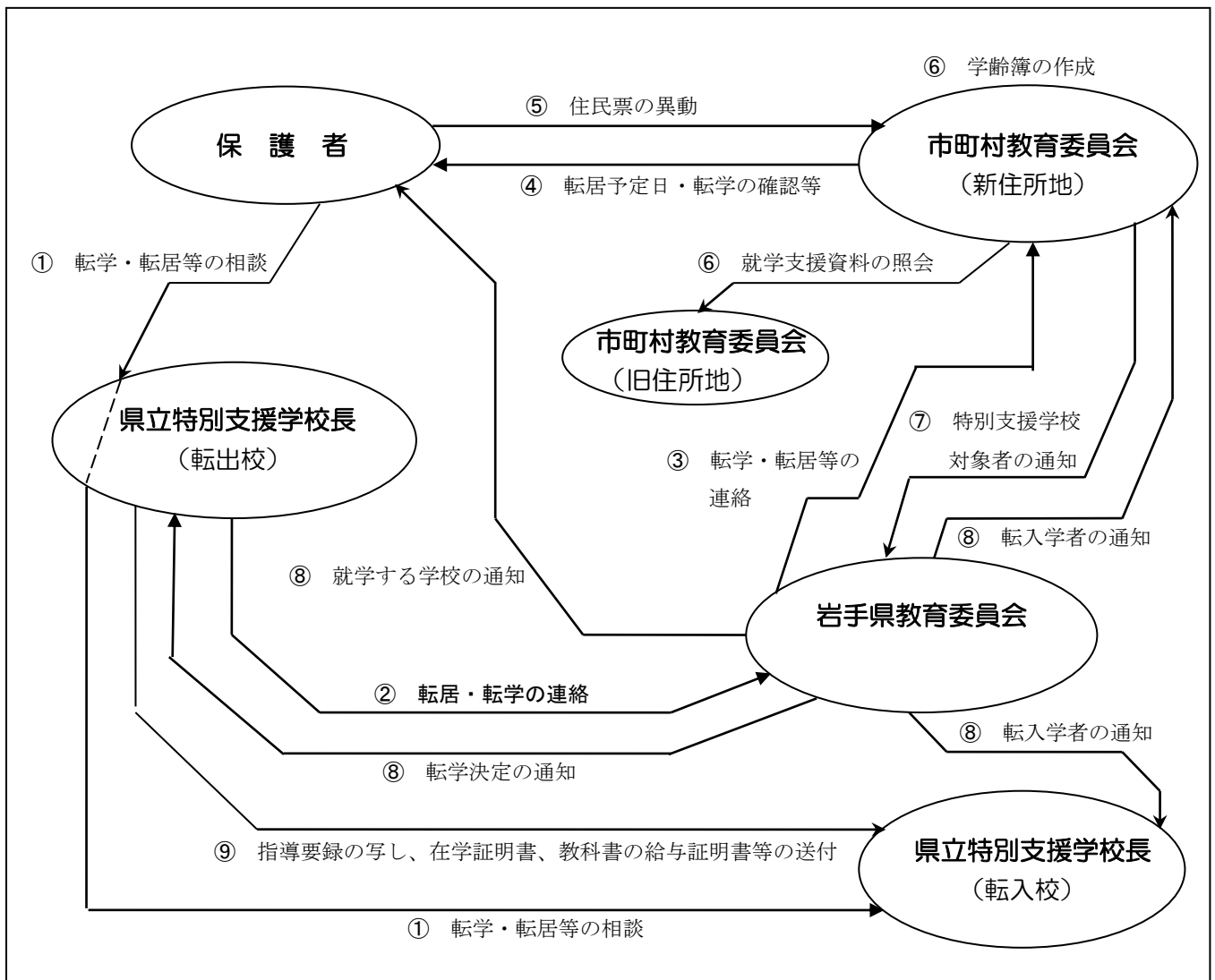
(4) 転入先の特別支援学校長は、(3)の通知を受けた児童生徒が在学していた特別支援学校長から当該児童生徒に係る指導要録の写し、在学証明書、教科書の給与証明書等の送付を受けます。

(フロー④)



**【市町村間の住所変更がある場合】**

- (1) 保護者は、その子供が在学する県立特別支援学校長に願い出、市町村間の住所変更が伴う転学の相談をします。(フロー①)
- (2) 保護者から転学の願い出を受けた県立特別支援学校は、県教育委員会に連絡します。(フロー②)
- (3) 県教育委員会は、新住所地の市町村教育委員会に連絡します。(フロー③)
- (4) 新住所地の市町村教育委員会は、保護者に転居予定日や転学の意向を確認します。(フロー④)
- (5) 保護者は住民票の異動の手続きをします。(フロー⑤)
- (6) 新住所地の市町村教育委員会は、学齢簿を作成すると共に転学の確認や旧住所地の市町村教育委員会に就学支援資料の照会等を行います。(フロー⑥)
- (7) 新住所地の市町村教育委員会は、令 11 条により岩手県教育委員会に通知します。(フロー⑦)
- (8) 県教育委員会は、令 14 条及び 15 条により、保護者、市町村教育委員会、転出する特別支援学校、転学先特別支援学校長へ通知します。(フロー⑧)
- (9) 転学先の特別支援学校長は、⑧の通知を受けた児童生徒が在学していた特別支援学校長から、当該児童生徒に係る指導要録の写し、在学証明書、教科書の給与証明書等の送付を受けます。(フロー⑨)



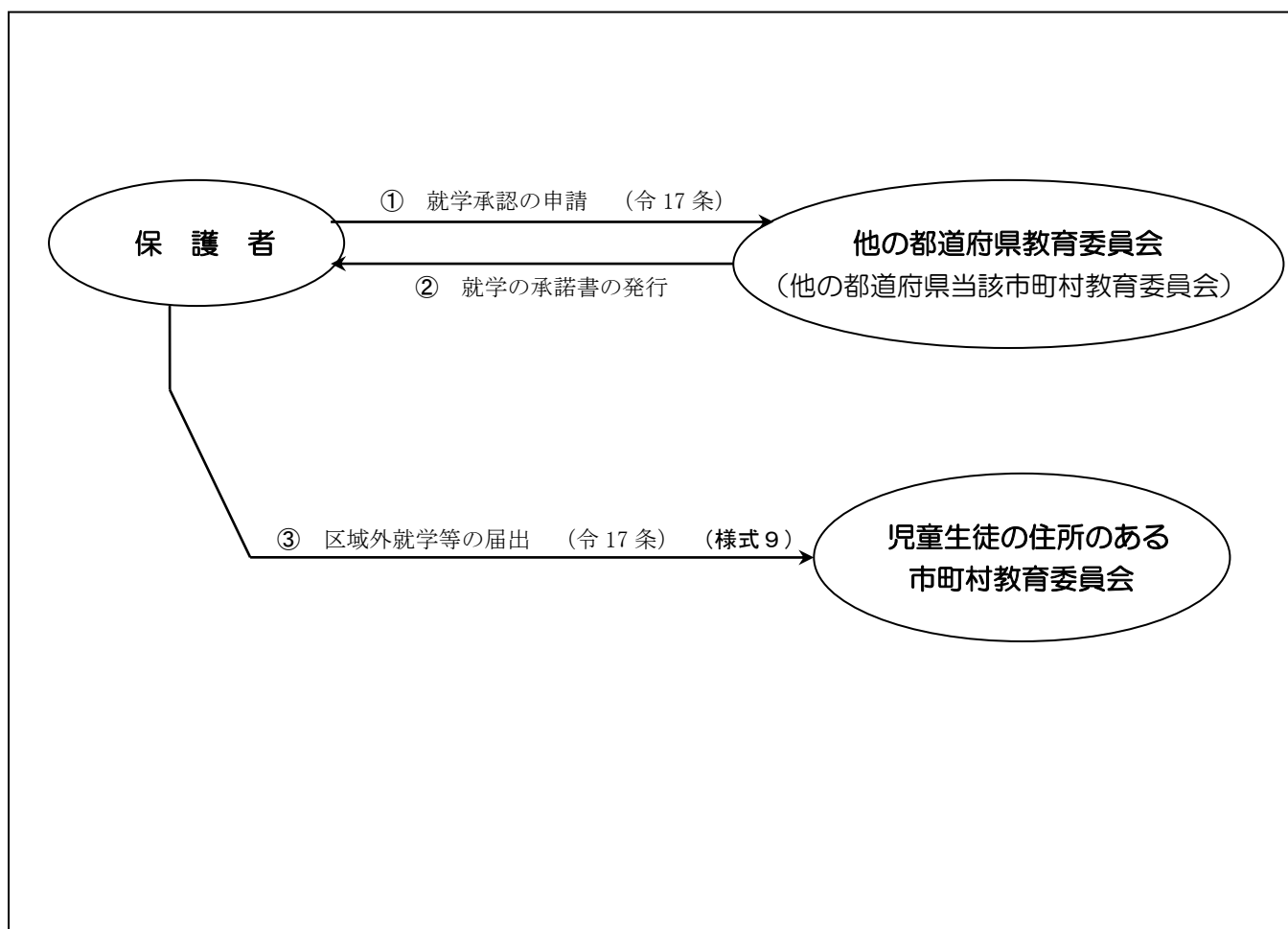
2-5 本県の児童生徒が転居せずに他の都道府県の特別支援学校や院内学級に就学することになった場合の手続き（本県の児童生徒の区域外就学）

(1) 保護者は、当該都道府県の教育委員会に、その設置する特別支援学校に就学させたい旨を願います。(院内学級の場合は、その設置する市町村教育委員会に願います)

(フロー①)

(2) 保護者は、上記(1)により就学することを認められた場合(フロー②)、その承諾書の写しを添付し、子供の住所地の市町村教育委員会へ区域外就学等届出書を提出します。

(フロー③)(様式9)



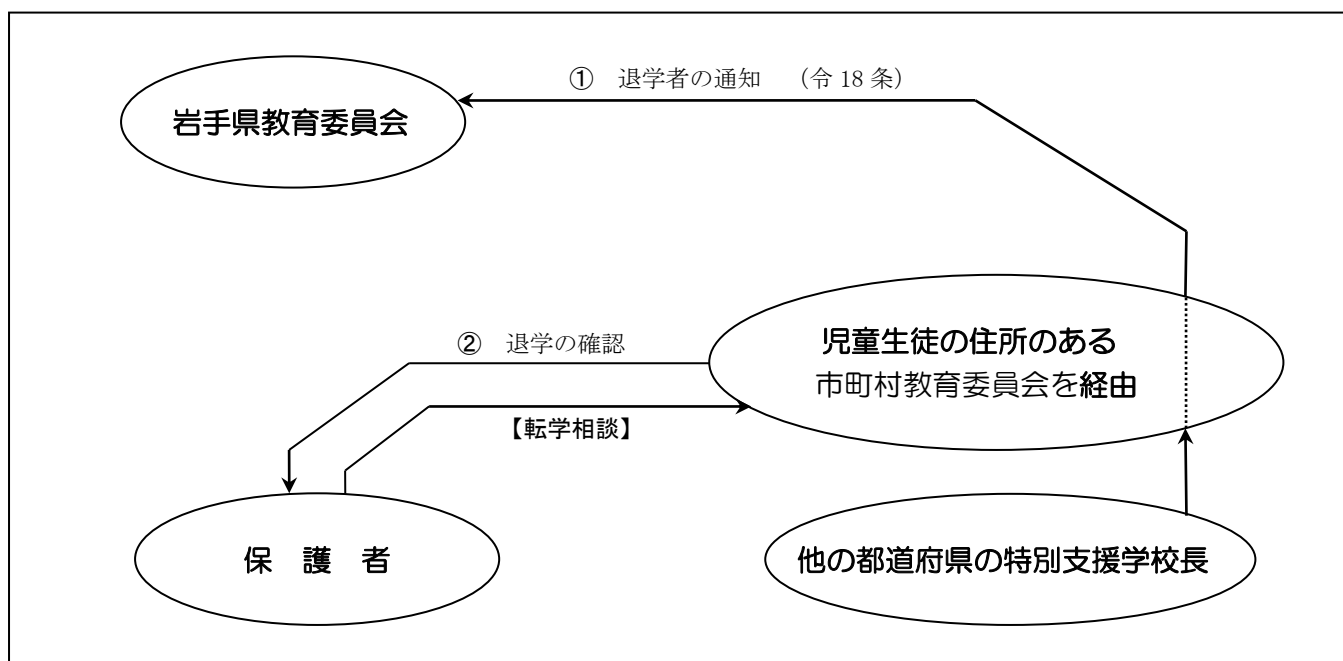
## 2-6 本県の児童生徒が転居せずに他の都道府県の特別支援学校や院内学級に就学した後に退学して本県に戻る場合の手続き（本県の児童生徒の区域外就学の解消）

(1) 本県の児童生徒が他の都道府県の特別支援学校等に就学し、小学校（小学部）又は中学校（中学部）の全課程を修了する前に退学した場合は、当該学校長がその旨を児童生徒の住所地の市町村教育委員会を経由して県教育委員会に通知します。

（フロー①）

(2) 児童生徒の住所地の市町村教育委員会は、保護者に対して退学事実を確認した後に転学相談を実施し、その結果に基づいて必要な転学の手続きを行います。

（フロー②）



### 【転学相談】におけるケースとその後の手続き

#### 〔ケース 1〕

本県の児童生徒が他県の特別支援学校に区域外就学した後に退学し、本県に戻り特別支援学校への転入を希望する場合には、児童生徒の住所地の市町村教育委員会が退学届と共に、障がいの程度を証明する書類（医師の診断書等）を添付し県教育委員会に提出します。その後、県教育委員会が手続きを進めます。

#### 〔ケース 2〕

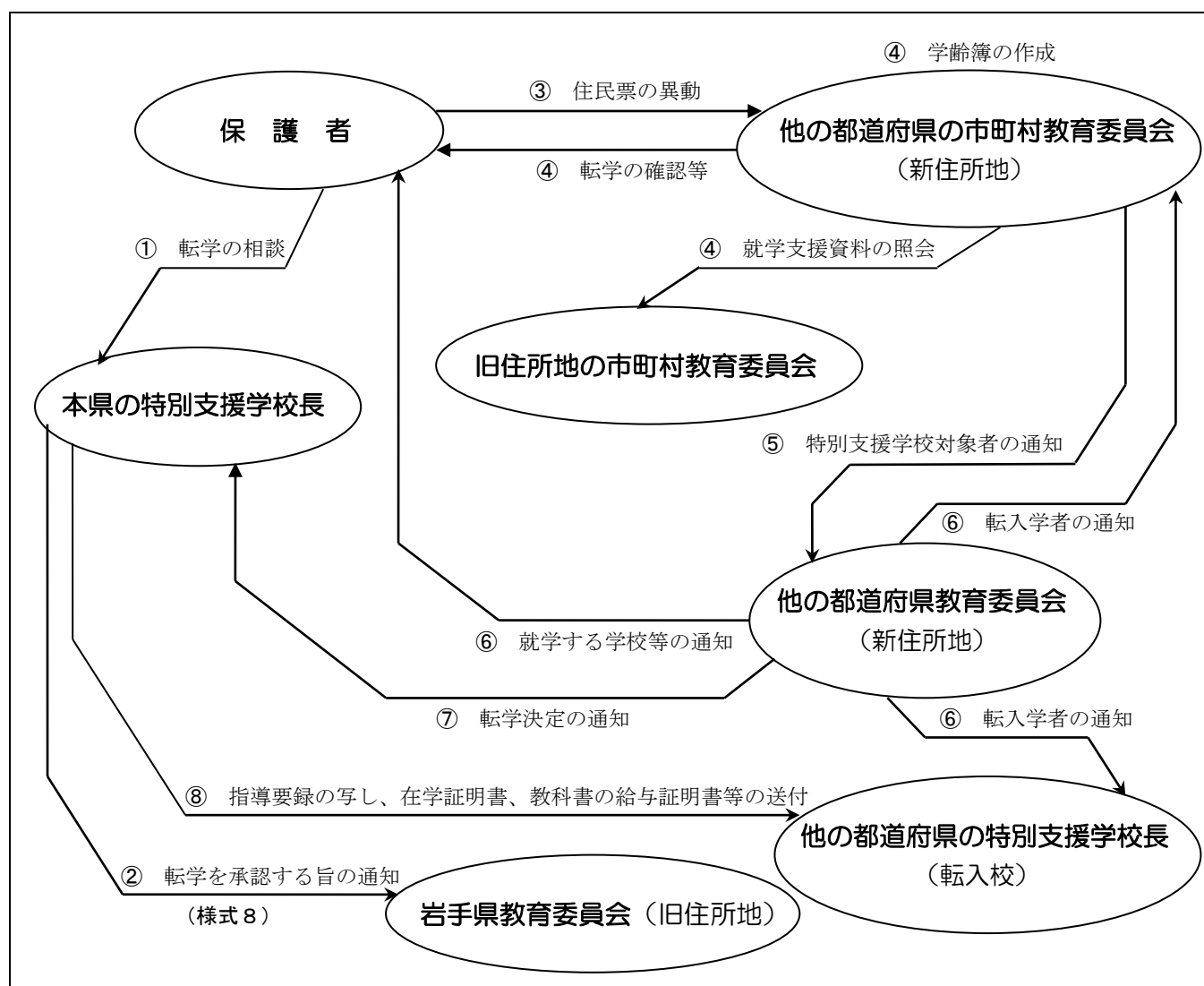
本県の児童生徒が他県の特別支援学校に区域外就学した後に退学し、障がいが回復したと認められる者については、市町村教育委員会が保護者（参考様式 2）及び小・中学校長（参考様式 3）に通知をします。

#### 〔ケース 3〕

本県の児童生徒が他県の特別支援学校に区域外就学した後に退学し、障がいが回復したかどうかの判明が不十分な者については、市町村教育委員会が当該教育支援委員会で障がいの回復状況（障がいの有無や現在の状態等）を十分に検討した上で総合的な判断をし、特別支援学校あるいは小・中学校への転学手続きを行います。

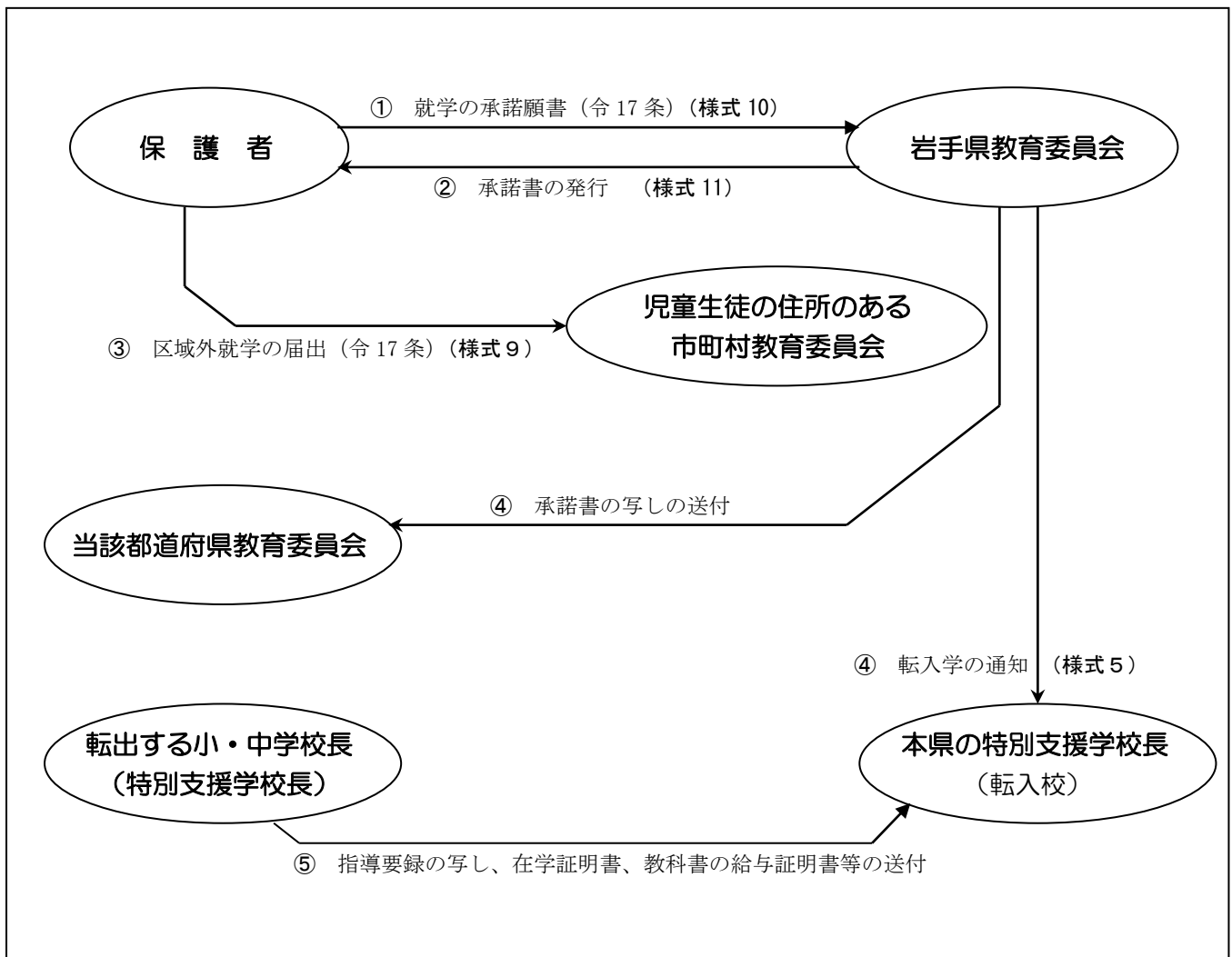
## 2-7 本県の児童生徒が転居し他の都道府県の特別支援学校へ就学する場合の手続き

- (1) 保護者は、その児童生徒が在学している当該県立特別支援学校長に転学を願い出、転学のための相談をします。(フロー①)
- (2) 特別支援学校長は、転学を認めた旨県教育委員会に通知します。(フロー②) (様式8)
- (3) 保護者は住民票の異動の手続きをします。(フロー③)
- (4) 新住所地の市町村教育委員会は、学齢簿を作成すると共に転学の確認や旧住所地の市町村教育委員会に就学支援資料の照会等を行います。(フロー④)
- (5) 新住所地の市町村教育委員会は、令11条により新住所地の都道府県教育委員会に通知します。(フロー⑤)
- (6) 新住所地の都道府県教育委員会は、令14条及び15条により、保護者、市町村教育委員会、転学先特別支援学校長へ通知します。(フロー⑥)
- (7) 新住所地の都道府県教育委員会は旧住所地の特別支援学校に転学決定の通知をします。(フロー⑦)
- (8) 転学先の特別支援学校長は、⑥の通知を受けた児童生徒が在学していた旧住所地の特別支援学校長から、当該児童生徒に係る指導要録の写し、在学証明書、教科書の給与証明書等の送付を受けます。(フロー⑧)



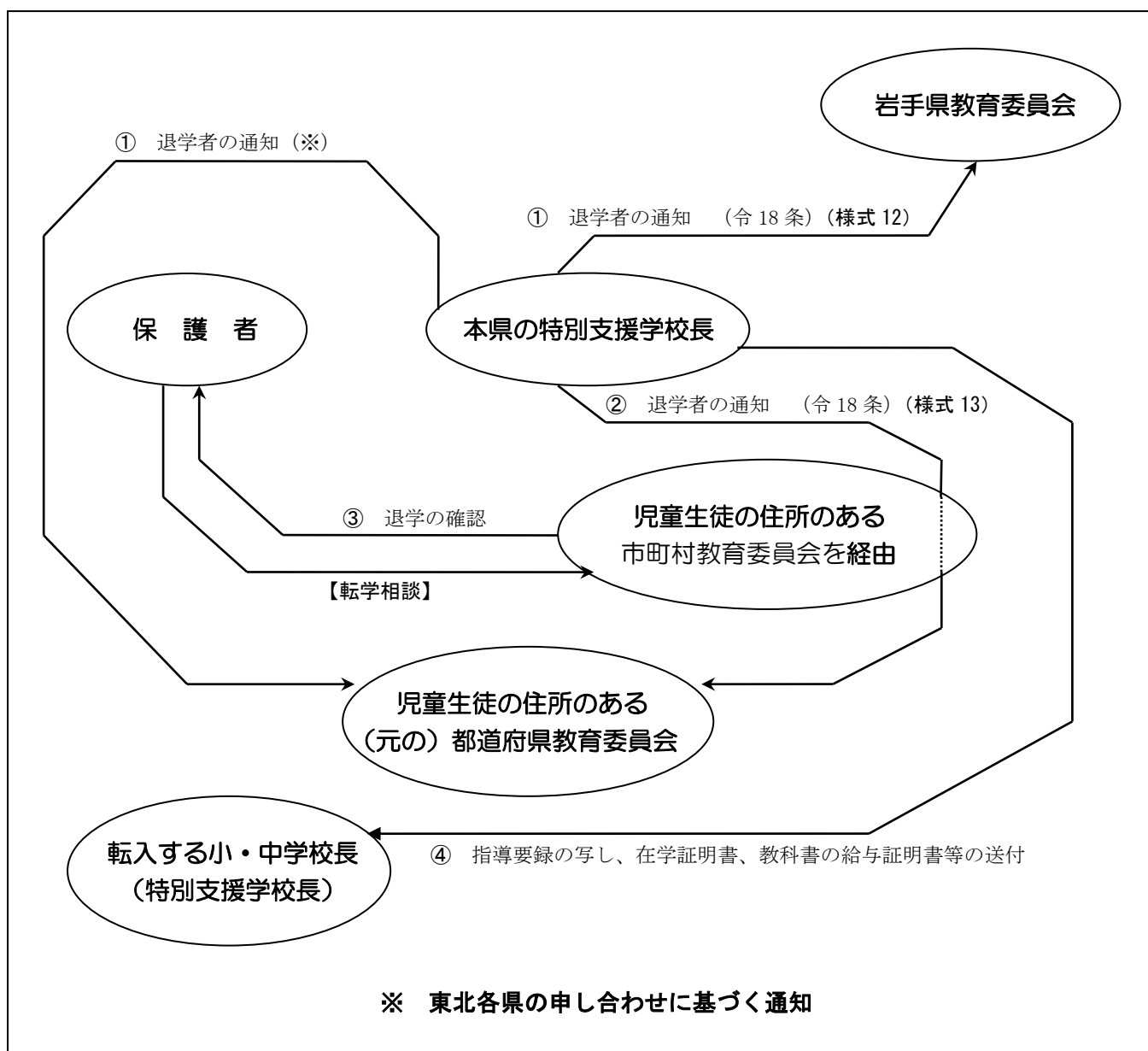
2-8 他の都道府県の児童生徒が転居せずに本県の特別支援学校へ就学する場合の手続き  
**(区域外就学の受け入れ)**

- (1) 保護者は、その児童生徒を本県の特別支援学校に就学させる場合には、医師の診断書等障がい  
 証明するに足りる書類を添付し、本県教育委員会に就学を願い出ます。  
**(フロー①) (様式 10)**
- (2) 保護者は本県教育委員会の承諾書**(フロー②) (様式 11)**を添付し、児童生徒の住所地の市町村  
 教育委員会へ区域外就学届出書**(フロー③) (様式 9)**を提出します。
- (3) 本県教育委員会は、②の承諾書の写しを当該都道府県教育委員会に送付すると共に、転入学につ  
 いて特別支援学校長に通知します。**(フロー④)**
- (4) 転入先の特別支援学校長は、④の通知にある児童生徒が在学していた小・中学校（特別支援学  
 校）長から、当該児童生徒に係る指導要録の写し、在学証明書、教科書の給与証明書等の送付を  
 受けます。**(フロー⑤)**



2-9 他の都道府県の児童生徒が転居せずに本県の特別支援学校へ就学した後に退学して元の都道府県に戻る場合の手続き（他の都道府県の児童生徒の区域外就学の解消）

- (1) 他の都道府県の児童生徒が本県の特別支援学校に就学し、小学部又は中学部の全課程を修了する前に退学した場合は、当該学校長がその旨を県教育委員会に通知する（フロー①）（様式 12）と共に、児童生徒の住所地の市町村教育委員会を経由して当該都道府県教育委員会に通知します。（フロー②）（様式 13）
- (2) 児童生徒の住所地の市町村教育委員会は、保護者に対して退学事実を確認（フロー③）した後に転学に係る教育相談を実施し、その結果に基づいて必要な転学の手続きを行います。
- (3) 児童生徒が退学した特別支援学校長は、転入先の小・中学校長あるいは特別支援学校長に対し、当該児童生徒に係る指導要録の写し、在学証明書、教科書の給与証明書等を送付します。（フロー④）



## 2-10 他の都道府県の児童生徒が転居し本県の特別支援学校へ就学する場合の手続き

(1) 保護者は、その児童生徒が在学している他県の特別支援学校（小・中学校）長に転学を願い出、転学のための相談をします。

区域外就学により、既に本県の特別支援学校へ転学している場合、保護者は本県の特別支援学校に転居のための相談をします。（フロー①）

(2) 県教育委員会は、新住所地の市町村教育委員会に連絡します。（フロー②）

(3) 新住所地の市町村教育委員会は、保護者に転居予定日や転学の意向を確認します。（フロー③）

(4) 保護者は住民票の異動の手続きをします。（フロー④）

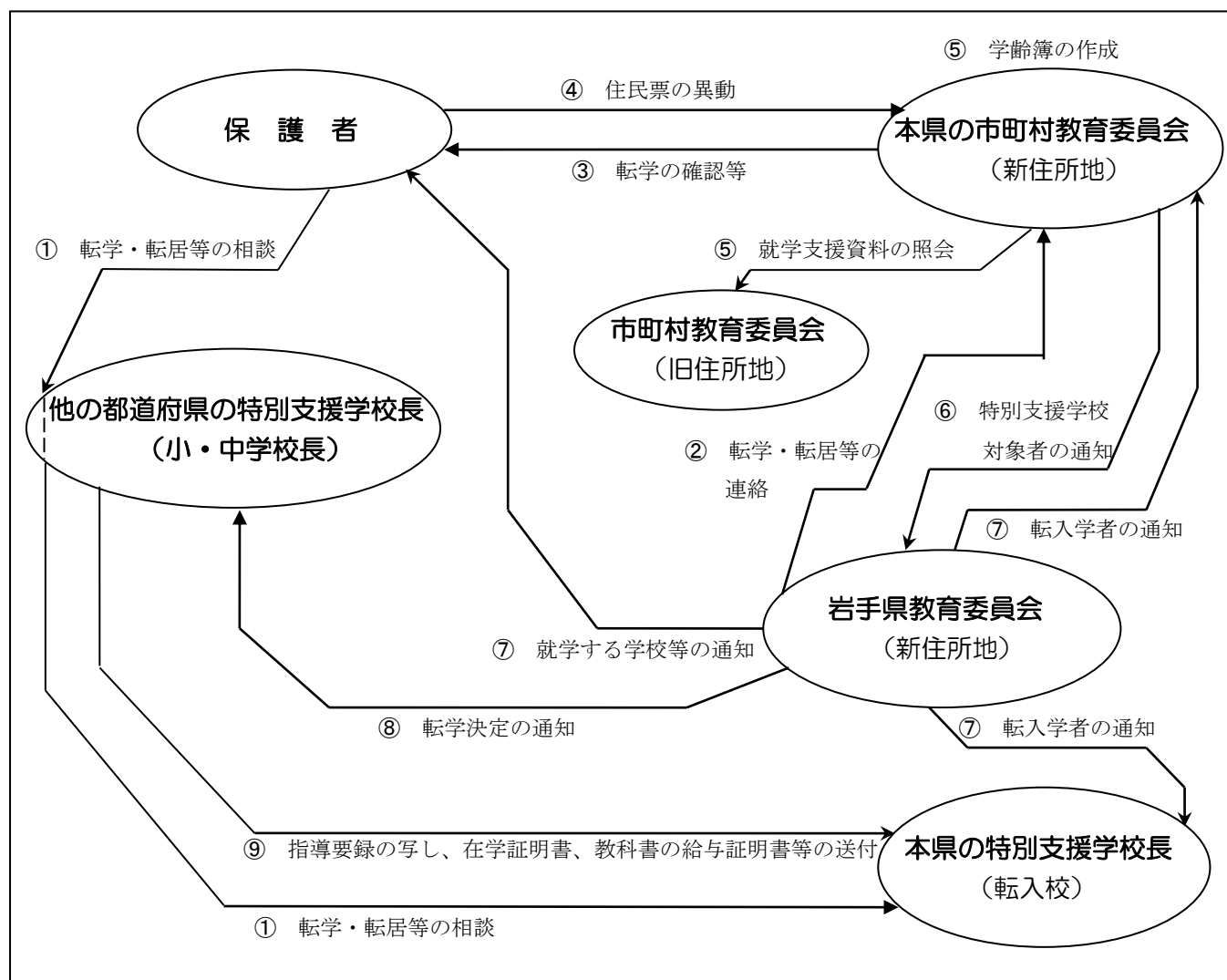
(5) 新住所地の市町村教育委員会は、学齢簿を作成すると共に転学の確認や旧住所地の市町村教育委員会に就学支援資料の照会等を行います。（フロー⑤）

(6) 新住所地の市町村教育委員会は、令 11 条により岩手県教育委員会に通知します。（フロー⑥）

(7) 本県教育委員会は、令 14 条及び 15 条により、保護者、市町村教育委員会、転学先特別支援学校長へ通知します。（フロー⑦）

(8) 本県教育委員会は、転出先が特別支援学校の場合、転学決定の通知をします。（フロー⑧）

(9) 転学先の特別支援学校長は、⑦の通知を受けた児童生徒が在学していた特別支援学校（小・中学校）長から、当該児童生徒に係る指導要録の写し、在学証明書、教科書の給与証明書等の送付を受けます。（フロー⑨）





### 3 様式

(様式1)

文 書 番 号

年 月 日

岩手県教育委員会教育長 様

(市町村) 教育委員会

教育長

#### 学校指定に関する助言について (依頼)

岩手県教育支援委員会規則第2条の規定により、下記の者の学校決定について、就学支援資料を添えて依頼しますので助言をお願いします。

#### 記

(ふりがな) 児童生徒等氏名	生年月日	年齢	保護者氏名	依頼の要旨

担当者職氏名： \_\_\_\_\_

連絡先電話番号： \_\_\_\_\_

注1 「就学支援資料」は、各市町村における教育支援委員会資料によること。

注2 写しを教育事務所に提出すること。(事務所控え用)

(様式2)

文 書 番 号  
年 月 日

岩手県教育委員会教育長 様

(市町村) 教育委員会  
教育長

県立特別支援学校に就学させるべき者について (通知)

県立の特別支援学校へ就学させるべきと判断した下記の者について、学校教育法施行令第11条の規定により学齢簿の謄本等を添え通知します。

記

(ふりがな) 児童生徒等氏名	在籍学校名、学年、学級 (特別支援学級等)	特別支援学校に就学させるべき者であることの説明	教育に関する所見
			就学予定の学校

担当者職氏名： \_\_\_\_\_

連絡先電話番号： \_\_\_\_\_

注1 訪問教育が適当であると判断される児童生徒については、教育に関する所見欄に「訪問教育」と記入すること。

注2 別紙「教育支援委員会の記録」及び医師の診断書の写し又は障がいの程度を証明するに足りる関係書類（福祉総合相談センター等の判定書等）を添付すること。

注3 写しを教育事務所に提出すること。（事務所控え用）

(別紙)

教育支援委員会の記録

市町村名	
------	--

児童生徒等氏名		記載者職・氏名	
---------	--	---------	--

1 障がいの種類・状態

種類	状態	社会適応等の状況
視覚障がい	視力 0.04未満 0.04以上0.1未満 0.1以上0.3未満	
聴覚障がい	聴力レベル値 101dB以上 81～100dB 61～80dB 41～60dB	
知的障がい	諸検査（検査名） ・IQ ( ) ・SQ ( ) ・その他 ( )	
肢体不自由		
病弱・身体虚弱		
その他		

2 就学させるべき学校

(1) 学校の種類 ①視覚支援学校 ②聴覚支援学校 ③特別支援学校

(2) 通学の形態 ①自宅から ②寄宿舍から ③施設・病院から ④訪問教育

⑤その他 ( )

3 保護者の希望

--

4 総合所見

--

注 様式2に添付すること

(様式3)

文 書 番 号  
年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 様

岩手県教育委員会  
教育長

県立特別支援学校への就学（転入学）について（通知）

令和 年 月 日付け、第 号で通知のあった者の就学（転入学）する学校及び入学（転入学）期日について、学校教育法施行令第15条の規定により下記のとおり通知します。

記

児童生徒等氏名 (生年月日、性別)	保護者氏名 (続柄)	就学させる (転入学先) 学校・学年	入学 (転入学) 期日	教育形態
(平成 年 月 日生、 )	( )	学校 学年	令和 年 月 日	1 学校の場合 2 訪問教育

※ 令和 年 月 日まで現在の学校に在籍したことで学齢簿の加除訂正をしてください。

担当者職氏名： \_\_\_\_\_

連絡先電話番号： \_\_\_\_\_

注 教育事務所に写しを添付し通知すること。

(様式4)

文 書 番 号  
年 月 日

(保護者) 様

岩手県教育委員会  
教育長

お子様の就学（転入学）について（通知）

あなたのお子様が進学（転入学）する学校は、下記のとおりといたしますので、学校教育法施行令第14条の規定により通知いたします。

記

児童生徒等氏名	( 男・女 )
生 年 月 日	年 月 日
就学 の (転入学先) 学校	岩手県立 学校
学 部・学 年	学部 ・ 第 学年
教 育 形 態	1 学校の場合 — 通学して教育を受ける。 2 訪問教育 — 教員が出向いて行う教育を受ける。
(転) 入学期日	令和 年 月 日

※ 入学式・始業式等については、追って学校長より通知いたします。

担当者職氏名: \_\_\_\_\_

連絡先電話番号: \_\_\_\_\_

(様式5)

文 書 番 号

年 月 日

(県立特別支援) 学校長 様

教 育 長

令和 年度児童生徒の就学（転入学）について（通知）

貴校入学（転入学）児童生徒等の氏名等は下記のとおりですので、学校教育法施行令第15条の規定により下記のとおり通知します。

記

番号	児童生徒氏名 生年月日・性別	保護者氏 名（続柄）	保護者の 住所	障がいの状 態・種類	入学（転入 学）期日	学部 学年	教育形態	備考

担当者職氏名： \_\_\_\_\_

連絡先電話番号： \_\_\_\_\_

注 転入学の場合は、備考欄に在籍した学校名を記入すること。

(様式6)

文 書 番 号

年 月 日

岩手県教育委員会教育長 様

岩手県立（特別支援）学校長

小・中学校に就学させるべき児童生徒について（通知）

下記児童生徒は、小・中学校で教育を受けることが適切と判断されますので、学校教育法施行令第6条の { 2第1項 の規定により通知します。  
3第1項

記

児 童 生 徒 氏 名	( 男 ・ 女 )
生 年 月 日	年 月 日 生
学 部 ・ 学 年	学部 第 学年
在 学 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
これまでの障がいの種類、状態等	
保護者氏名・続柄	.
保護者住所	
就学予定の学校	市町村立 学校
小・中学校に就学させるべきと判断した理由	
備 考	

担当者職氏名 : \_\_\_\_\_

連絡先電話番号 : \_\_\_\_\_

注 障がいの回復が理由の場合、障がいの回復を証明するに足りる関係書類を添付すること。

(様式7)

文 書 番 号

年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 様

岩手県教育委員会

教育長

小・中学校に就学させるべき児童生徒について (通知)

下記児童生徒は、小・中学校で教育を受けることが適切と判断されますので、学校教育法施行令第6条の3第1項の規定により通知します。

記

児 童 生 徒 氏 名	( 男 ・ 女 )
生 年 月 日	年 月 日 生
在 籍 す る 学 校 名	岩手県立 学校
学 部 ・ 学 年	学部 第 学年
在 学 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
これまでの障がいの種類、状態等	
保護者氏名・続柄	.
保護者住所	
就学予定の学校	市町村立 学校
小・中学校に就学させるべきと判断した理由	
備 考	

担当者職氏名 : \_\_\_\_\_

連絡先電話番号 : \_\_\_\_\_

注 教育事務所に写しを添付し通知すること。



(様式8)

文 書 番 号

年 月 日

岩手県教育委員会教育長 様

岩手県立特別支援学校長

転学希望者について（通知）

下記児童生徒は、転学が適切と判断されますので通知します。

記

児 童 生 徒 氏 名	( 男 ・ 女 )
生 年 月 日	年 月 日 生
学 部 ・ 学 年	学部 第 学年
在 学 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
障がいの種類・状態	
保 護 者 氏 名 ・ 続 柄	
保 護 者 住 所	
転学を希望する学校	
転学を希望する理由	
備 考	

担当者職氏名 : \_\_\_\_\_

連絡先電話番号 : \_\_\_\_\_

(様式9)

年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 様

住 所

保護者

氏 名

区域外就学等届出書

下記のとおり就学させますので、就学承諾書（写し）を添えて提出します。

記

児 童 生 徒 氏 名	( 男 ・ 女 )
生 年 月 日	年 月 日 生
住 所	
現在の就学校・学年	(都道府県・市町村) 立 学校 第 学年
転学する学校	(国・都道府県) 立 学校
転入学期日	年 月 日
備 考	

注 この届出書は、児童生徒の住所地の市町村教育委員会に提出すること。

(様式10)

年 月 日

(都道府県) 教育委員会教育長 様

住 所  
保護者  
氏 名

区域外就学願書

下記のとおり貴県の学校に就学させてくださるようお願いいたします。

記

児 童 生 徒 氏 名	( 男 ・ 女 )
生 年 月 日	年 月 日 生
住 所	
保 護 者 と の 関 係	
現 在 の 就 学 校 ・ 学 年	(都道府県・市町村) 立 学校 第 学年
障 が い の 種 類 ・ 状 態	
就 学 を 希 望 す る 学 校	岩手県立 学校
区 域 外 就 学 を 願 い 出 る 理 由	

注 医師の診断書の写し等、障がいの程度を証明するに足りる書類を添付すること。

(様式11)

年 月 日

(保護者) 様

岩手県教育委員会

教育長

区域外就学承諾書

令和 年 月 日付けで願い出のありましたお子様の区域外就学について、下記のとおり承諾します。

記

児 童 生 徒 氏 名	( 男 ・ 女 )
生 年 月 日	年 月 日 生
住 所	
就 学 す る 学 校	岩手県立 学校
教 育 形 態	
( 転 ) 入 学 期 日	年 月 日

担当者職氏名 : \_\_\_\_\_

連絡先電話番号 : \_\_\_\_\_

注 この承諾書は、区域外就学届出書に添えて、お子様の住所地の市町村教育委員会に提出してください。

(様式12)

文 書 番 号

年 月 日

岩手県教育委員会教育長 様

岩手県立特別支援学校長

退学について (通知)

本校に在学していた下記児童生徒は、当学校の 学部 の全課程を修了する前に退学しましたので、学校教育法施行令第18条の規定により通知します。

記

児 童 生 徒 氏 名	( 男 ・ 女 )
生 年 月 日	年 月 日 生
学 部 ・ 学 年	学部 第 学年
保 護 者 氏 名 ・ 続 柄	
保 護 者 住 所	
在 学 し た 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
退 学 の 事 由	
転学を希望する学校	(都道府県・市町村) 立 学校 第 学年
備 考	

担当者職氏名 : \_\_\_\_\_

連絡先電話番号 : \_\_\_\_\_

(様式13)

文 書 番 号

年 月 日

(都道府県) 教育委員会教育長 様

(市町村教育委員会経由)

岩手県立特別支援学校長

退学について (通知)

本校に在学していた下記児童生徒は、当学校の 学部 の全課程を修了する前に退学しましたので、学校教育法施行令第18条の規定により通知します。

記

児 童 生 徒 氏 名	( 男 ・ 女 )
生 年 月 日	年 月 日 生
学 部 ・ 学 年	学部 第 学年
保 護 者 氏 名 ・ 続 柄	
保 護 者 住 所	
在 学 し た 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
退 学 の 事 由	
転学を希望する学校	(都道府県・市町村) 立 学校 第 学年
備 考	

担当者職氏名 : \_\_\_\_\_

連絡先電話番号 : \_\_\_\_\_

(参考様式1)

文 書 番 号

年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 様

(市町村立) 小・中学校長

県立特別支援学校への転入学について (通知)

下記児童生徒は、障がいの状況等から総合的に判断した結果、県立特別支援学校において教育を受けることが適切と思われますので、学校教育法施行令第12条の第1項の規定により通知します。

記

児 童 生 徒 氏 名	( 男 ・ 女 )
生 年 月 日	年 月 日 生
学 校 名 ・ 学 年	小・中学校 第 学年
保 護 者 氏 名 ・ 続 柄	
保 護 者 住 所	
障 が い の 種 類 ・ 状 態	
備 考	

担当者職氏名 : \_\_\_\_\_

連絡先電話番号 : \_\_\_\_\_

注 医師の診断書の写し等、特別支援学校に就学することが適切であることを証明するに足る関係書類を添付すること。

(参考様式2)

文 書 番 号  
年 月 日

(保護者) 様

(市町村) 教育委員会  
教育長

就学（転入学）通知書

あなたのお子様が就学（転入学）する学校は、下記のとおりといたしますので、学校教育法施行令第6条の規定により通知します。

記

児 童 生 徒 氏 名	( 男 ・ 女 )
生 年 月 日	年 月 日 生
就学する（転入学先の） 学 校 名 ・ 学 年	小・中学校 第 学年
( 転 ) 入 学 期 日	年 月 日
就学（転入学）する理由	
備 考	

担当者職氏名 \_\_\_\_\_

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_



(参考様式3)

文 書 番 号

年 月 日

(小・中) 学校長 様

(市町村) 教育委員会

教育長

児童生徒の就学（転入学）について（通知）

下記児童生徒は、貴校に就学（転入学）することになりましたので、学校教育法施行令第7条の規定により通知します。

記

児 童 生 徒 氏 名	( 男 ・ 女 )
生 年 月 日	年 月 日 生
在籍した学校名等	学校 学部 第 学年
就学（転入学）期日	年 月 日
保護者氏名・続柄	
保護者住所	
貴校に就学（転入学）させる理由	
備 考	

担当者職氏名 : \_\_\_\_\_

連絡先電話番号 : \_\_\_\_\_

### Ⅲ 關係資料

- 1 関連法令（抜粋）
- 2 関連通知

## 1 関連法令（抜粋）

### （1）学校教育法

#### 〔就学義務〕

第 17 条 保護者は、子の満 6 歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満 12 歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が満 12 歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満 15 歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間において当該課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり）までとする。

② 保護者は、子が小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以降における最初の学年の初めから、満 15 歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。

③ 前 2 項の義務の履行の督促その他これらの義務の履行に関し必要な事項は、政令で定める。

## 第八章 特別支援教育

### 〔目的〕

第 72 条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校、又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

### 〔目的の明示〕

第 73 条 特別支援学校においては、文部科学大臣の定めるところにより、前条に規定する者に対する教育のうち当該学校が行うものを明らかにするものとする。

### 〔助言又は援助〕

第 74 条 特別支援学校においては、第 72 条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第 81 条第 1 項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

### 〔障害の程度〕

第 75 条 第 72 条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、政令で定める。

※政令の定め←学校教育法施行令 22 条の 3

### 〔特別支援学校の設置義務〕

第 80 条 都道府県は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者で、その障害が第 75 条の政令で定める程度のものを就学させるに必要な特別支援学校を設置しなければならない。

### 〔特別支援学級〕

第 81 条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

② 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

一 知的障害者

二 肢体不自由者

三 身体虚弱者

四 弱視者

五 難聴者

六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

③ 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

## （２）学校教育法施行令

### 〔学齢簿の編成〕

第 1 条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、当該市町村の区域内に住所を有する学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法（以下「法」という。）第 18 条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。以下同じ。）について、学齢簿を編成しなければならない。

2 前項の規定による学齢簿の編成は、当該市町村の住民基本台帳に基づいて行うものとする。

3 （条文省略）

4 （条文省略）

第 2 条 市町村の教育委員会は、毎学年の初めから五月前までに、文部科学省令で定める日現在において、当該市町村に住所を有する者で前学年の初めから終わりまでの間に満六歳に達する者について、あらかじめ、前条第 1 項の学齢簿を作成しなければならない。この場合においては、同条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

### 〔入学期日等の通知、学校の指定〕

第 5 条 市町村の教育委員会は、就学予定者（法第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、第 22 条の 3 の表に規定する程度のもの（以下「視覚障害者等」という。）のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校（法第 71 条の規定により

高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。以下この項、次条第7号、第六条の第1項、第7条及び第8条において同じ。）が二校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。

3 前2項の規定は、第9条第1項又は第17条の届出のあった就学予定者については、適用しない。

第6条 前条の規定は、次に掲げる者について準用する。この場合において、同条第1項中「翌学年の初めから二月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

一 就学予定者で前条第1項に規定する通知の期限の翌日以後に当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに記載されたもの又は学齢児童若しくは学齢生徒でその住所地の変更により当該学齢簿に新たに記載されたもの（認定特別支援学校就学者及び当該市町村の設置する小学校又は中学校に在学するものを除く。）

二 次条第2項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒

三 第6条の3第2項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒（同条第3項の通知に係る学齢児童又は学齢生徒を除く。）

四 第10条又は第18条の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒（認定特別支援学校就学者を除く。）

五 第12条第1項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち、認定特別支援学校就学者の認定をした者以外の者（同条第3項の通知に係る学齢児童又は学齢生徒を除く。）

六 第12条の2第1項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち、認定特別支援学校就学者の認定をした者以外の者（同条第3項の通知に係る学齢児童又は学齢生徒を除く。）

七 小学校又は中学校の新設、廃止等によりその就学させるべき小学校又は中学校を変更する必要を生じた児童生徒等

第6条の2 特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒で視覚障害者等でなくなったものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する特別支援学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、速やかに、その氏名及び視聴覚障害者等でなくなった旨を通知しなければならない。

第6条の3 特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒でその障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化により当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校に就学することが適当であると思料するもの（視覚障害者等でなくなった者を除く。）があるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する特別支援学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、速やかに、その氏名及び同項の通知があった旨を通知しなければならない。

3 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について、当該特別支援学校に引き続き就学させることが適当であると認めるときは、都道府県の教育委員会に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

4 都道府県の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、第1項の校長に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

第6条の4 学齢児童又は学齢生徒のうち視覚障害者等で小学校、中学校又は中等教育学校に在学するもののうち視覚障害者等でなくなったものがあるときは、その在学する小学校、中学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

#### 〔区域外就学等〕

第9条 児童生徒をその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

第10条 学齢児童及び学齢生徒でその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）以外の小学校若しくは中学校に又は中等教育学校に在学するものが小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の全課程を修了する前に退学したときは、当該小学校若しくは中学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

#### 〔特別支援学校への就学についての通知〕

第11条 市町村の教育委員会は、第2条に規定する者のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから三月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の通知をするときは、都道府県の教育委員会に対し、同項の通知に係る者の学齢簿の謄本（中略）を送付しなければならない。

3 第2項の規定は、第9条第1項又は第17条の届出のあった者については、適用しない。

第11条の2 前条の規定は、小学校に在学する学齢児童のうち視覚障害者等で翌学年の初めから特別支援学校の中学部に就学させるべき者として認定特別支援学校就学者の認定をしたものについて準用する。

第11条の3 第11条の規定は、第2条の規定により文部科学省令で定める日の翌日以後の住所地の変更により当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに記載された児童生徒のうち認定特別支援学校就学者について準用する。この場合において、第11条第1項中「翌学年

の初めから三月前までに」とあるのは、「翌学年の初めから三月前までに（翌学年の初日から三月前の応答する日以後に当該学齢簿に新たに記載された場合にあっては、速やかに）」と読み替えるものとする。

- 2 第 11 条の規定は、第 10 条又は第 18 条の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち認定特別支援学校就学者について準用する。この場合において、第 11 条第 1 項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

第 12 条 小学校、中学校又は中等教育学校に在学する学齢児童又は学齢生徒で視覚障害者等になったものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する小学校、中学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

- 2 第 11 条の規定は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち認定特別支援学校就学者の認定をした者について準用する。この場合において、同条第 1 項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。
- 3 第 1 項の規定による通知を受けた市町村の教育委員会は、同項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について現に在学する小学校、中学校又は中等教育学校に引き続き就学させることが適当であると認めるときは、同項の校長に対し、その旨を通知しなければならない。

#### 〔学齢簿の加除訂正の通知〕

第 13 条 市町村の教育委員会は、第 11 条第 1 項（第 11 条の 2、第 11 条の 3、第 12 条第 2 項及び前条第 2 項において準用する場合を含む。）の通知に係る児童生徒等について第 3 条の規定による加除訂正をしたときは、速やかに、都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

#### 〔区域外就学等の届出の通知〕

第 13 条の 2 市町村の教育委員会は、第 11 条第 1 項（第 11 条の 2、第 11 条の 3、第 12 条第 2 項及び前条第 2 項において準用する場合を含む。）の通知に係る児童生徒等について、その通知の後に第 9 条第 1 項又は第 17 条の届出があったときは、速やかに、都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

#### 〔特別支援学校の入学期日等の通知、学校の指定〕

第 14 条 都道府県の教育委員会は、第 11 条第 1 項（第 11 条の 2、第 11 条の 3、第 12 条第 2 項及び第 12 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）の通知を受けた児童生徒等及び特別支援学校の新設、廃止等によりその就学させるべき特別支援学校を変更する必要を生じた児童生徒等について、その保護者に対し、第 11 条第 1 項（第 11 条の 2 において準用する場合を含む。）の通知を受けた児童生徒等にあっては翌学年の初めから二月前までに、その他の児童生徒等にあっては速やかに特別支援学校の入学期日を通知しなければならない。

- 2 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の設置する特別支援学校が二校以上ある場合においては、前項の通知において当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校を指定しなければならない。

3 前二項の規定は、前条の通知を受けた児童生徒等については、適用しない。

第 15 条 都道府県の教育委員会は、前条第 1 項の通知と同時に、当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校の校長及び当該児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に対し、当該児童生徒等の氏名及び入学期日を通知しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前条第 2 項の規定により当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校を指定したときは、前項の市町村の教育委員会に対し、同項に規定する事項のほか、その指定した特別支援学校を通知しなければならない。

第 16 条 都道府県の教育委員会は、第 14 条第 2 項の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した特別支援学校を変更することができる。この場合においては、速やかに、その保護者並びに前条の通知をした特別支援学校の校長及び市町村の教育委員会に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した特別支援学校の校長に対し、同条第 1 項の通知をしなければならない。

#### 〔区域外就学等〕

第 17 条 児童生徒等のうち視覚障害者等をその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする特別支援学校が他の都道府県の設置するものであるときは当該都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該特別支援学校における就学を承諾する権限を有する者の就学を承諾する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

第 18 条 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等でその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に在学するものが、特別支援学校の小学部又は中学部の全課程を修了する前に退学したときは、当該特別支援学校の校長は、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

#### 〔保護者及び視覚障害者等の就学に関する専門的知識を有する者の意見聴取〕

第 18 条 2 市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、第 5 条（第 6 条（第 2 号を除く。）において準用する場合を含む。）又は第 11 条第 1 項（第 11 条の 2、第 11 条の 3、第 12 条第 2 項及び第 12 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）の通知を使用するとき、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

#### 〔全課程修了者の通知〕

第 22 条 小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長は、毎学年の終了後、速やかに、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の全課程を修了した者の氏名をその者の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。



〔視覚障害者等の障害の程度〕

第 22 条の 3 法第 75 条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	障 害 の 程 度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達が遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度の達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 二 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。

(3) 学校教育法施行規則

〔学齢簿の作成〕

第 31 条 学校教育法施行令第 2 条の規定による学齢簿の作成は、十月一日現在において行うものとする。

〔就学義務の猶予又は免除等〕

第 34 条 学齢児童又は学齢生徒で、学校教育法第 18 条に掲げる事由があるときは、その保護者は、就学義務の猶予又は免除を市町村の教育委員会に願い出なければならない。この場合においては、当該市町村の教育委員会の指定する医師その他の者の証明書等その事由を証するに足る書類を添えなければならない。

第 35 条 学校教育法第 18 条の規定により保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子について、当該猶予の期間が経過し、又は当該猶予若しくは免除が取り消されたときは、校長は、当該子を、その年齢及び心身の発達状況を考慮して、相当の学年に編入することができる。

#### 〔特別支援学級に係る教育課程の特例〕

第 138 条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第 50 条第 1 項、第 51 条及び第 52 条の規定並びに第 72 条から第 74 条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

#### 〔障害に応じた特別の教育課程（通級による指導）〕

第 140 条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別な指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第 50 条第 1 項、第 51 条及び第 52 条の規定並びに第 72 条から第 74 条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

## 2 関連通知

### (1) 学校教育法施行令の一部改正について(通知)

25 文科初第 655 号  
平成 25 年 9 月 1 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国立大学法人学長  
構造改革特別区域法第 12 条  
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長  
独立行政法人特別支援教育総合研究所理事長

文部科学事務次官  
山中 伸一

### 学校教育法施行令の一部改正について(通知)

このたび、別添のとおり、「学校教育法施行令の一部を改正する政令」(以下「改正令」という。)が閣議決定され、平成 25 年 8 月 26 日付けをもって政令第 244 号として公布されました。その改正の趣旨及び内容等は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処くださるようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、改正の趣旨及び内容等について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

## 記

### 第 1 改正の趣旨

今回の学校教育法施行令の改正は、平成 24 年 7 月に公表された中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」(以下「報告」という。)において、「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。」との提言がなされたこと等を踏まえ、所要の改正を行うものであること。

なお、報告においては、「その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。」との指摘がなされており、この点は、改正令における基本的な前提として位置付けられるものであること。

## 第 2 改正の内容

視覚障害者等(視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。))で、その障害が、学校教育法施行令第 22 条の 3 の表に規定する程度のもをいう。以下同じ。)の就学に関する手続について、以下の規定の整備を行うこと。

### 1 就学先を決定する仕組みの改正(第 5 条及び第 11 条関係)

市町村の教育委員会は、就学予定者のうち、認定特別支援学校就学者(視覚障害者等のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。)以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから 2 月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならないとすること。

また、市町村の教育委員会は、就学予定者のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから 3 月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならないとすること。

### 2 障害の状態等の変化を踏まえた転学(第 6 条の 3 及び第 12 条の 2 関係)

特別支援学校・小中学校間の転学について、その者の障害の状態の変化のみならず、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によっても転学の検討を開始できるよう、規定の整備を行うこと。

### 3 視覚障害者等による区域外就学等(第 9 条、第 10 条、第 17 条及び第 18 条関係)

視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小中学校以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。

また、視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。

### 4 保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大(第 18 条の 2 関係)

市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、小学校、中学校又は特別支援学校への就学又は転学に係る通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

## 5 施行期日(附則関係)

改正令は、平成 25 年 9 月 1 日から施行すること。

## 第 3 留意事項

1 平成 23 年 7 月に改正された障害者基本法第 16 条においては、障害者の教育に関する以下の規定が置かれているところであり、障害のある児童生徒等の就学に関する手続については、これらの規定を踏まえて対応する必要があること。特に、改正後の学校教育法施行令第 18 条の 2 に基づく意見の聴取は、市町村の教育委員会において、当該視覚障害者等が認定特別支援学校就学者に当たるかどうかを判断する前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

### 【参考:障害者基本法(抄)】

(教育)

第 16 条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

2 以上のほか、障害のある児童生徒等の就学に関する手続に関しては、報告において、「現在、多くの市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」(仮称)といった名称とすることが適当である。」との提言がなされており、この点についても留意する必要があること。

## (2) 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)

25 文科初第 756 号  
平成 25 年 10 月 4 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国立大学法人学長  
構造改革特別区域法第 12 条  
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長  
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

文部科学省初等中等教育局長  
前川 喜平

### 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)

中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(平成 24 年 7 月)」における提言等を踏まえた、学校教育法施行令の一部改正の趣旨及び内容等については、「学校教育法施行令の一部改正について(通知)」(平成 25 年 9 月 1 日付け 25 文科初第 655 号)をもってお知らせしました。この改正に伴う、障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いいたします。

なお、「障害のある児童生徒の就学について(通知)」(平成 14 年 5 月 27 日付け 14 文科初第 291 号)は廃止します。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、下記について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

### 記

#### 第 1 障害のある児童生徒等の就学先の決定

##### 1 障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっての基本的な考え方

### (1) 基本的な考え方

障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっては、障害のある児童生徒等が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、必要な施策を講じること。

### (2) 就学に関する手続等についての情報の提供

市町村の教育委員会は、乳幼児期を含めた早期からの教育相談の実施や学校見学、認定こども園・幼稚園・保育所等の関係機関との連携等を通じて、障害のある児童生徒等及びその保護者に対し、就学に関する手続等についての十分な情報の提供を行うこと。

### (3) 障害のある児童生徒等及びその保護者の意向の尊重

市町村の教育委員会は、改正後の学校教育法施行令第18条の2に基づく意見の聴取について、最終的な就学先の決定を行う前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

## 2 特別支援学校への就学

### (1) 就学先の決定

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)で、その障害が、学校教育法施行令第22条の3に規定する程度のもののうち、市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

### (2) 障害の判断に当たっての留意事項

#### ア 視覚障害者

専門医による精密な診断に基づき総合的に判断を行うこと。なお、年少者、知的障害者等に対する視力及び視力以外の視機能の検査は困難な場合が多いことから、一人一人の状態に応じて、検査の手順や方法をわかりやすく説明するほか、検査時の反応をよく確認すること等により、その正確を期するように特に留意すること。

#### イ 聴覚障害者

専門医による精密な診断結果に基づき、失聴の時期を含む生育歴及び言語の発達の状態を考慮して総合的に判断を行うこと。

#### ウ 知的障害者

知的機能及び適応機能の発達の状態の両面から判断すること。標準化された知能検査等の知的機能の発達の遅滞を判断するために必要な検査、コミュニケーション、日常生活、社会生活等に関する適応機能の状態についての調査、本人の発達に影響がある環境の分析等を行った上で総合的に判断を行うこと。

#### エ 肢体不自由者

専門医の精密な診断結果に基づき、上肢、下肢等の個々の部位ごとにとらえるのではなく、身体全体を総合的に見て障害の状態を判断すること。その際、障害の状態の改善、機能の回復に要する時間等を併せ考慮して判断を行うこと。

オ 病弱者(身体虚弱者を含む。)

医師の精密な診断結果に基づき、疾患の種類、程度及び医療又は生活規制に要する期間等を考慮して判断を行うこと。

### 3 小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

#### (1)特別支援学級

学校教育法第81条第2項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

#### 1 障害の種類及び程度

##### ア 知的障害者

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも

##### イ 肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも

##### ウ 病弱者及び身体虚弱者

一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも

二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも

##### エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも

##### オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のも

##### カ 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、その程度が著しいもの

##### キ 自閉症・情緒障害者

一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも

二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも

#### 2 留意事項

特別支援学級において教育を受けることが適当な児童生徒の障害の判断に当たっての留意事項は、ア～オについては2(2)と同様であり、また、カ及びキについては、その障害の状態によっては、



医学的な診断の必要性も十分に検討した上で判断すること。

## (2)通級による指導

学校教育法施行規則第 140 条及び第 141 条の規定に基づき通級による指導を行う場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

### 1 障害の種類及び程度

#### ア 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

#### イ 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

#### ウ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

#### エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

#### オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

#### カ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

#### キ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

#### ク 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

### 2 留意事項

通級による指導を受けることが適当な児童生徒の指導に当たっての留意事項は、以下の通りであ

ること。

ア 学校教育法施行規則第 140 条の規定に基づき、通級による指導における特別の教育課程の編成、授業時数については平成 5 年文部省告示第 7 号により別に定められていること。同条の規定により特別の教育課程を編成して指導を行う場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。

イ 通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、指導要録において、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を記入すること。他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること。

ウ 通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教員が、児童生徒の在籍学級（他の学校で通級による指導を受ける場合にあっては、在学している学校の在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりする等、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。

エ 通級による指導を担当する教員は、基本的には、この通知に示されたうちの一の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。

オ 通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必要性を検討するとともに、各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。

カ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれないよう留意し、総合的な見地から判断すること。

キ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やチーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

#### 4 その他

##### (1) 重複障害のある児童生徒等について

重複障害のある児童生徒等についても、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、就学先の決定等を行うこと。

##### (2) 就学義務の猶予又は免除について

治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者については、保護者の願い出により、就学義務の猶予又は免除の措置を慎重に行うこと。

## 第 2 早期からの一貫した支援について

### 1 教育相談体制の整備

市町村の教育委員会は、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備を進めることが重要であること。また、都道府県の教育委員会は、専門家による巡回指導を行ったり、関係者に対する研修を実施する等、市町村の教育委員会における教育相談体制の整備を支援することが適当であること。

## 2 個別の教育支援計画等の作成

早期からの一貫した支援のためには、障害のある児童生徒等の成長記録や指導内容等に関する情報について、本人・保護者の了解を得た上で、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用していくことが求められること。

このような観点から、市町村の教育委員会においては、認定こども園・幼稚園・保育所において作成された個別の教育支援計画等や、障害児相談支援事業所で作成されている障害児支援利用計画や障害児通所支援事業所等で作成されている個別支援計画等を有効に活用しつつ、適宜資料の追加等を行った上で、障害のある児童生徒等に関する情報を一元化し、当該市町村における「個別の教育支援計画」「相談支援ファイル」等として小中学校等へ引き継ぐなどの取組を進めていくことが適当であること。

## 3 就学先等の見直し

就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが適当であること。このためには、2の個別の教育支援計画等に基づく関係者による会議等を定期的実施し、必要に応じて個別の教育支援計画等を見直し、就学先等を変更できるようにしていくことが適当であること。

## 4 教育支援委員会(仮称)

現在、多くの市町村の教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、「教育支援委員会」(仮称)といった名称とすることが適当であること。